

マイナンバーシンポジウム
in 福井
【議事録】

開催日時：平成24年8月4日（土）

開場 12：30

開会 13：30

終了 16：40

会場 福井県国際交流会館3F「特別会議室」

司会：ご来場の皆様、本日はお忙しい中をお越しいただきまして、まことにありがとうございます。只今より「マイナンバーシンポジウムin福井」を開催いたします。

本シンポジウムは、番号制度創設推進本部の主催、福井新聞社の共催、全国地方新聞社連合会の後援により開催いたします。

このシンポジウムでは、政府から番号制度についてお話しするだけでなく、国民の皆様と政府との直接対話を通じまして皆様のご意見を伺い、そちらを番号制度づくりに生かしていくことを目的として開催いたします。本日は、皆様とともに番号制度に関する理解を深めてまいりたいと思います。

本日は、手話通訳としまして、福井県聴力障害者福祉協会の石田さん、斉門さんにご協力をいただいております。よろしく願いいたします。

そして、私は本日の司会を務めさせていただきます橋本浩子と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日のシンポジウムの主催者を代表いたしまして、番号制度創設推進本部事務局長、峰崎直樹内閣官房参与からご挨拶を申し上げます。

(1) 主催者挨拶

峰崎：皆さん、こんにちは。実は、私は昨日が富山で第35回目、今日は福井で36回目ということで、何だか連日の最高気温のような回数のシンポジウムを重ねてまいりました。大変暑い中をお集まりいただきまして、本当にありがとうございました。

マイナンバー、私どもは、従来は納税者番号等と言っておりましたけれども、国民の皆さんから愛称を募集いたしまして、マイナンバーという名前に決まったわけでありまして、このマイナンバーは、現在法案を提出して今日に至っておりますが、残念ながらまだ法案が審議をされておられません。国会の状況がなかなか私どもの思うようにならないわけでありまして、国会は、予定では9月8日まであるわけでありまして、何としても法案を通していきたいなと思っているわけでございます。

このマイナンバー法、何の目的のためにこれを入れるのだろうかということでございます。これは後で詳しく向井審議官からお話をすると思いますが、一言で言えば、公平、公正な社会を作っていくのではないかと、あるいは私たちが行政を考えるときに、例えば過去にあった、消えた年金記録。5,000万件にも及ぶ年金記録が消えてしまった。こういうことを起こしては、行政に対する信頼、政治に対する信頼、年金制度に対する信頼は起きて

まいりません。

また、番号制度があれば行政手続が1カ所で済むのに、番号がないためにあちらこちらにたらい回しされる。こういったことについても、番号制度を入れることによって、明らかに新しい皆さん方の利便性というものが生まれるのではないだろうか。こんなことを私たちは目的にしながら、当面社会保障、税の分野で利用できる共通番号制度を検討してまいりました。

そしてあの3・11の東日本大震災がございましたけれども、あの大きな災害を受けた後、仙台市長の奥山恵美子さんが、もしその時にマイナンバーがあったら、被災者情報、あるいは様々な分野において、後でもお話があるかもしれませんけれども、医療情報なんかもそのときに使えれば、本当に助かったのにね。こういうお話を私にされていたのが印象的でございました。その意味で、防災分野を加え、利用できる分野をとりあえず限定しながら、とにかくこの番号制度を入れていこうということで、私たちは政権交代以降、これまで準備をしてきたわけでございます。

しかし、残念ながら、去年の11月に我々内閣で皆さん方に世論調査をしたのですけれども、このマイナンバー、番号制度についてよく分かっている、よく知っているよ、あるいは聞いたことがあるよ、そういう認知度を調べたところ、8割を超える方がよく分からない、知らないのだということをおっしゃってしまして、本当に十分理解をしていただいている方は10%台の後半でございました。その意味で、まだまだ認知度が足りないねということで、こうして全国を行脚したり、あるいはツイッターとか、様々な情報発信にも努力をしているわけではありますが、いかんせん、なかなか国会での審議の焦点に当たっていない。そのために一般の新聞や、あるいはテレビによる報道も十分なされておらないということで、残念ながらまだ浸透度が低うございます。

その意味で、私たちもこうして47都道府県でシンポジウムを開催することとしており、ちょうどこれで4分の3を超えたところでございますけれども、今日の福井会場で36回目ということになるわけでございます。ぜひ多くの皆さん方にこれを理解していただきたいと思うわけでありまして。もちろん我々がこうして提起をしているマイナンバーについて、問題はないのかという不安は後のシンポジウムでも出てくると思います。プライバシーが侵されるのではないのか、あるいは成りすましの被害が広がっていくのではないだろうか。様々な問題がございますし、費用対効果の問題も出てくるでしょう。私たちもそういった点についていかにその被害を少なくしていくのか、なくしていくのか。こういったこ

とに最大の努力をしながら、国民の皆さん方に対して理解をいただくように、これからも頑張っていきたいなと思っております。

今日のシンポジウム、本当に短時間でございますが、皆さん方からのご意見も踏まえながら、この番号シンポジウムが成功裏に終わるように、心からお願いを申し上げまして、私から一言開会の挨拶に代えさせていただきたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

司会：峰崎内閣官房参与でした。

それではここで、本日のシンポジウムのプログラムをご紹介します。

初めに、15分間の政府からのご説明を行います。その後、30分間の特別講演を行い、10分間の休憩を挟みまして、第2部のパネルディスカッションを行います。パネルディスカッション終了後、ご来場の皆様との質疑応答・意見交換（「国民対話」）に入らせていただきます。シンポジウムの終了時間は16時を予定しております。どうぞ最後までおつき合いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、お待たせいたしました。番号制度創設推進に当たり、政府からのご説明を内閣官房社会保障改革担当室、向井治紀審議官よりさせていただきます。

（2）政府説明

向井：向井でございます。内閣官房でマイナンバー制度を担当しております。時間の関係もありますので、簡単にマイナンバー制度の概要をご説明したいと思います。

導入の趣旨につきましては、参与のご挨拶にございましたので省略させていただきます。

番号制度の仕組みでございますけれども、3つの制度から成り立っていると考えております。

1つ目は付番でございます。番号を個人に、できるだけ多くの人に唯一無二、1人1番号で重複のないように番号を付けるということがまず付番でございます。これによって基本的な個人を特定できる。しかも、この番号は長期間にわたり使えるものでございますので、長い時間も個人を追っていけるという特性がございます。また、法人につきましても同様の番号を付番しようと思っております。これによりまして、例えば、税なら税の分野、年金なら年金の分野で、要するに、個人の名寄せがほぼ完璧にできるというものでご

ざいます。

次に情報連携ということで、複数の機関、例えば、税と年金、税と福祉、そういうふうなもので、そういう名寄せした情報を同一人として紐付けることによって、それぞれ必要な部分については連携して使おうではないか。例えば、所得の情報を使って福祉分野の低所得者を特定していくということが考えられるところでございます。

さらに、3つ目が本人確認でございます。名寄せして個人を特定するわけでございますので、成りすまし等を防ぐために、本人確認は厳格にしていく必要があるということであります。さらに、その番号がその本人のものであるかについても確認していく必要があるところでございます。これらにつきましては、個人番号カード等を使いまして厳格にやっていきたいと考えております。

マイナンバー法案につきましては、民主党政権になって以来、2年以上にわたりまして検討しておりまして、今年の1月に改革案を決定いたしまして、2月に法案を閣議決定、国会に提出したところでございます。審議状況につきましては参与の挨拶にあったとおりでございます。

番号制度の基本でございますけれども、目的としましては、ここにありますように、1つは効率的な情報管理、それによります国民の負担軽減。一方で、これらの特定の個人情報、マイナンバーを含む個人情報につきましては極めて特定性が強いわけですので、より適切な取扱いを確保する必要があるということでございます。これによりまして、まず行政効率、国民の利便性、それから社会保障制度や税制につきましては、給付と負担の適切な関係を維持することができるような制度設計に役立つ。それから、いろいろな国民の手續におきまして負担の軽減を図る。それから、情報の適切な管理ということが基本であろうと思います。

まず個人番号でございますけれども、付番対象者は住民票コードが住民票に記載されている日本の国籍を有する者、中長期在留者、特別永住者等の外国人でございます。これらにつきましては、市町村が現在ございます住民票コードを変換して生成されるマイナンバーを指定して、書面により通知することとしております。

マイナンバーにつきましては適切な管理が必要でございますので、できるだけ漏えいとか滅失、棄損の防止を義務づけてございますし、逆にこういうマイナンバー付きで出した情報につきましては、できるだけ重複して出さなくて済むようにしようということがございます。

また、本人からマイナンバーの提供を受ける場合は確実に本人確認をするように義務づけるとか、逆に法に規定している場合を除きまして、他人にマイナンバーの提供を求めることを禁止しております。これはアメリカの社会保障番号、ソーシャルセキュリティ番号が、そういう規定がなかったために、いろいろなところに広まって使われたということの反省でございます。

番号制度は具体的に何ができるのか。ここに書いてございますのは、今回の法案に書いてあることだけでなく、こういう制度がどういうふうなことができるのかということでございます。これらにつきましては、例えば、よりきめ細かな社会保障給付ですとか、所得把握の精度の向上ですとか、災害時とか、そういうものがございます。

現在国会に提出されているマイナンバー法案の利用範囲は、ここに書いておりますように、社会保障、税、防災でございますが、社会保障分野の医療とか介護の分野につきましては、いわゆるお金の情報だけでございまして、身体情報と申しますか、健康情報とかそういうものにつきましては、今回の法案の範囲から外れてございます。これらにつきましては、厚生労働省においてさらに1年かけて検討して、次期通常国会に法案を提出する方向で検討しているということでございます。

さらに重要なことは、一番下の白いところに書いてございます。上記のほか、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用できることになってございます。これらにつきましては、地方でいろいろ独自に給付をされたり、いろいろな行政事務がございまして、これらにつきましては、類する事務であれば条例で定めて使うことができるというものでございます。

具体的なメリットでございまして、時間の関係で省略させていただきます。

次に、番号制度につきましては、そういう意味で個人を特定するものでございまして、セキュリティ、プライバシーの保護は重要となってまいります。住民基本台帳ネットワークシステムの最高裁合憲判決のところでもいろいろ述べられてございますが、これらを踏まえた制度設計が必要であろうということで、制度上の保護措置とシステム上の安全措置を講ずることとしております。

まず、制度上の保護措置でございますけれども、これらにつきましては、番号付きの個人情報については、いろいろな措置を講じておりますが、特にこの法律の規定によるものを除きまして、こういう番号付きの個人情報の収集・保管、ファイルの作成を禁止しております。また、この法律に書いてあるもの以外につきましては、番号付きの個人情報の提

供を禁止しております。

もう1つ重要なことは、真ん中のところでございますけれども、これらの情報ネットワークシステムを通過した情報提供につきましては、アクセスログを保存することとしております。

もう1つ特徴的なものは、通常、行政機関個人情報保護法におきましては、代理につきましては、法定代理人、あるいは子供の親とかそういうものだけですが、今回のものにつきましては、任意代理によるマイナンバー付きの情報の開示請求は可能としております。これによって税務代理など税理士によります代理が可能となってまいります。

それから、本人同意がありましても、法律に書いていない番号付きの情報の第三者への目的外の提供につきましては原則禁止となっております。

また、マイナンバー付きの情報につきましては、情報連携は、直接はマイナンバー、あるいはマイナンバーから変換した符号ではなくて、別途住民票コードから変換した符号を使うことによりまして、マイナンバーとのシステムとの関連性を切ろうとしております。

もう1つ、国民一人一人に自分のポータルサイトとしましてマイ・ポータルを設置いたしまして、自分の情報のやりとりの記録を確認するとか、行政機関が持っている自分の情報につきまして確認する機能、あるいは行政機関への手続を済ませる機能などをつけようと思っております。

さらに、本人を確認する手段といたしまして、現在の住民基本台帳カードがございしますが、これを改良いたしましてというか、廃止してこちらに発展的解消させるものでございしますが、個人番号カードを交付するということで、写真付きの番号の入ったカードを交付するということを考えております。

さらに行政機関につきましては、こういう番号付きの情報のファイル等を作る場合につきましては、事前にプライバシーに対する影響を評価する。そういう仕組みを考えてございます。

さらに、個人番号情報保護委員会ということで、独立した第三者機関を番号制度におきます個人情報の保護を目的として設置するというところでございまして、マイナンバーを含みます個人情報につきましては、この第三者機関が監視・監督するというところでございします。個人番号情報保護委員会の組織につきましては、基本的に最も独立性の高い、例えば公正取引委員会などと同じような仕組みといたしまして、できるだけ学識経験者等の民間の方で組織いたしまして、行政機関を監視していく、場合によっては立入検査、命令、そ

ういうふうなものをやっていくということでございます。

それから罰則につきましても、現在、個人情報保護法等に罰則がございますが、これらのものに比べて概ね2倍程度と厳しくするとともに、範囲も広げてございます。

それから法人番号につきましては、個人情報保護の問題がございますので、登記にあります、法務省が有します会社法人等番号を基礎として国税庁が付番していくという格好でございます、これについては、原則として利用範囲の制限がないということでございます。民間で自由に利用できるということでございます。

番号制度は、そういう意味では、可能性としましては、効率性、国民の利便性、あるいは制度のさらなる公平性ということにおきまして可能性があるものがございますが、一方で限界もあります。例えば、すべての取引とか所得を把握することは困難。これは韓国が最も熱心にやっておりますけれども、それでもなかなか難しいということもございます。これらにつきまして、将来の活用につきましても常に見直していくことが必要であろうということだと思っております。

今後のスケジュールでございますが、法案が通ることを前提といたしまして、2015年から可能な範囲でマイナンバーと法人番号を利用開始する。さらに、情報提供ネットワークシステムとかマイ・ポータルにつきましては、2016年1月以降、運用を開始していく。さらに、7月を目途に地方公共団体との連携についても運用を開始しようとしてございます。これが図にしたものでございます。

これらにつきまして、私どもいろいろ場面で広報広聴活動を続けてございますけれども、シンポジウムも、先ほど参加から申しましたように、全国47都道府県でやっていきたいと思っております。

駆け足になって恐縮でございますけれども、さらに今後のパネルディスカッションで議論を深めていきたいと思っております。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

司会：向井審議官でした。

それでは引き続きまして、特別講演を始めさせていただきます。ご講演をいただきますのは、近畿大学世界経済研究所専任講師、鈴木善充様です。鈴木様、どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 特別講演

鈴木：近畿大学の鈴木でございます。今日はどうぞよろしくお願いたします。今日はマイナンバー制度導入についてということでお話しさせていただきます。

先ほどお話がありましたように、今、マイナンバー法案が成立するか、採決できるかどうかという局面にあるわけですが、特に今回、マイナンバー法案という話が出ていますが、1つ、社会保障・税の一体改革という話があって、その中で消費税の増税というものがある。その中で、消費税を増税するときに、消費税が低所得者にとっては、食料品などにも税金がかかってくることで重たくなるということで、これは税の分野では逆進性というのです。それに対応するというので、これには給付付き税額控除が民主党の中でやろうということにして、そのときには、これはカナダがやっているGST控除を念頭に入れているものと思うのですが、低所得者層に関しては、所得を申告していただいて、一部を還付するという制度であります。そのときに、所得の把握が必要ですよというときに、このマイナンバーが必要ですよという話が今世間的には出ている。

しかし、消費税増税の対応策としてマイナンバー制度の導入が議論されている感じがすると、少し寂しいなと思っています。社会的インフラの整備としては非常に重要な、そして私としてはメリットが大きいものだと考えています。現在の諸問題に対処しなければならない。社会保障と税の一体改革、今回、増税のほうが多く出ていますけれども、社会保障は非常に重要です。特に今後、少子・高齢化経済でありますから、そのときに関しては、現在もそうですけれども、社会保障の需要が非常に高まります。特に医療、年金、介護の分野は非常に高まってくる。今回、消費税増税は社会保障の分野を目的として増税しますという話をしていますけれども、日本の社会保障制度、年金、医療、介護、生活保護と様々ありますが、その中には、保険料だけではなくて、多くの税金が入っている。公金ですね。一般財源が非常に投入されています。

皆様、ご存じかと思いますが、現在、日本の財政状況は非常に厳しい。税収は非常に少ない。借金体質にある。これは将来に対する借金、将来世代が返していかなければならない借金に頼っている部分があるわけですね。ですから、公費が多く投入されているということは、現役世代と将来世代の負担が非常に重くなっているという状況になっています。ですから、何とかして制度をきちんとしたものにしていかなければならない。ですから、社会保障・税を一体的にもっと質を向上していかなければならないのではないかなと思っています。社会保障というのは、特に再分配の問題でありまして、税のほうは、この分野では公平性のところが重要視されるのではないかなと思っています。

マイナンバーのメリットですけれども、これは先ほども話がありましたように、精度を増した所得の把握が必要ですねということです。これによって再分配の質を向上することになります。適切な所得把握で的確な社会保障給付と書きました。これは非常に重要な問題でありまして、特に民主党の一番初めの目玉政策でありました子ども手当というものがありません。子ども手当も、本来であれば、所得の把握がうまくできていれば、世帯の状況がうまくできておれば、ピンポイントに手当を渡すことができたはずですが、この所得把握がうまくできていないということがあったので、子供がいるところに一律に全員に同じ金額を渡すことになってしまったということです。ですから、別に私、要りませんよという人にも給付される。本当に困っているところに給付するのが、子ども手当の質を高めるということでは良かったのですけれども、それがなかなかうまくいかなかったということもありまして、これは番号がなかったからできなかった。番号があればできたのではないかなということでもあります。

これは、私は経済学、財政学の分野でやっておりまして、特に私は年金のほうもやっていたのですけれども、保険料を支払った分が給付されないのではないかなという話の問題です。年金制度、年金手帳に世代と世代の支え合いということが書かれているのですけれども、この辺が若い世代、特に国民年金、基礎年金の部分の納付率が非常に下がってきているところは、少子・高齢化ですから、若い世代にとっては、ますます年金が、払った分が戻ってこないということが非常に問題視されているのではないかなということです。

あと、先ほど公費が使われているということがありましたけれども、受益と負担の明確化ということです。これによって、日本の社会保障制度の透明性プラス信頼性が確保される必要があるのではないかなと思っています。

そして、日本に今ある大きな問題、社会保障、高齢者だけの問題ではなくて、貧困の問題、特に若者の貧困、あるいは失業、先ほど言いました子育て、保育、年金、医療、介護ということで問題が多くあるのですけれども、省庁をまたいだ統一的な番号で整理と合理化が必要なのではないかなと思っています。

特に民主党は、一応は歳入庁化すると書かれているかと思うのですけれども、この中で、今、旧社会保険庁、今は年金機構と国税庁を合体させることが本当にできるのかどうか。特に消えた年金の問題がありました。これは旧社会保険庁のずさんな管理だったわけです。旧社会保険庁と国税庁で法人把握が実は異なっている。異なっているのは当然でありまして、国税庁としては、赤字法人は税金を払う必要はありませんから把握していない

のは当然だと。しかし、年金保険料のほうは会社が払いますから、旧社会保険庁が把握している。だから、実際のところは、旧社会保険庁のほうが把握している会社の数が多いはずですけども、実のところは逆になっているということが言われているところでありませぬ。

ですから、これは統一的な番号が把握できておれば、こういうこともなくなるという話です。ですから、消えた年金の問題が大きくクローズアップされますが、実際のところ、特に厚生年金です。自分は保険料を払ったつもりだけれども、実は会社のほうから納付されていないというケースが出てくると、これは消えた年金の問題となってきますと、先ほどメリット、デメリットの問題がありましたが、これだけでも何兆円レベルのお金が整理されてくるのではないかなと思っています。

まず1つ目、社会保障の分野でどうなるのか、具体的にお話ししていきたいと思いません。

社会保障が所得再分配の中心的な役割になっています。税も再分配の役割、私は財政学の講義をやっているのですけれども、実のところは、再分配の効果は余りありません。中心はやはり社会保障。先ほど子ども手当の話をしました。給付付き税額控除の話をしました。そして、特に給付付き税額控除にとってはストックの情報が非常に必要なのです。というのは、年金の収入しかないけれども、ストックとしてお金は持っている。なので、私の収入はこれだけですと低い収入を持っていくと、給付されると。実はお金としてはたくさん持っているという人にまで給付付き税額控除が適用されてしまうことがありますので、ストックの情報も、金融のほうですね、実は必要ですね。

年金の話にいきますと、これは基礎年金番号が一応あるのですけれども、これはまた厚生年金、あるいは共済年金がありますが、これは多重な番号になってしまっている。自分自身で国民がチェック不可能だということがずっとあったわけです。これによって、私知らんで、という記録の問題が出てきてしまった。

今回は医療のほうは、先ほどお話がありましたけれども、まだ含まれていないのですが、これが医療の分野で取り入れられるとなりますと、健康情報が継続的にトレースされる。それで蓄積される。データ蓄積によって、医療の進歩に寄与されると言われています。あとは、がんなどの早期発見にも利用できるのではないかと。

あと介護の問題ですけれども、これも医療との連携が必要になってきますので、被保険者の、今、ライフサイクルによって、1つの会社にずっと勤めるというケースがだんだん

少なくなってきたというところで、特に医療のほうは、職域によって医療保険に入ったり、ころころ変わるということですので、これによって対応するところが番号制度でも必要なのではないかなと思っています。

あと、保育の負担です。保育というのは、保育園に行くときは、所得によって保育料金が変わってくるわけですが、これとプラスして社会保障全体的に医療と介護と負担の上限を設定することも、この番号制度で可能になるのではないかなと思っています。

次に税制ということです。先ほどの絡みで言いますと、1つは給付付き税額控除があるのですけれども、これは今、消費税の増税時の対策として言われているわけですが、アメリカなどは、就労を条件として、例えば週に16時間以上働くことを条件に給付付き税額控除をする。あるいは、子供の数に応じて給付付き税額控除をする。今、生活保護の問題が非常に大きな問題になっているわけですが、これによって保護から抜けられないという人を労働参入のほうに促していくという効果があると、経済学的には言われているわけですし、アメリカでも実証分析によりますと、効果はあると出ていますので、税と社会保障の一体改革といいますけれども、この中にも、税の中に社会保障的な話を組み込むこともできるのではないかなと思っています。これは、消費税の増税時の対策としての給付付き税額控除ということが現在言われていることでもあります。

今日のシンポジウムの話でも出てくると思うのですけれども、先ほども話がありました、税務行政の効率化。名寄せ、突合というものが重要になってきます。

もう1つ、税制ですけれども、先ほどストックの話がありました。特に金融所得課税の話になっていまして、これは少し古い話になるのですけれども、1997年、当時の政府税制調査会の金融課税小委員会の中間報告によりますと、考え方としては、包括的所得税論というものがまず1つあります。これは全部の所得を合算して累進税率を適用しようという話になっています。これは、もともとの日本の税制に大きな影響を及ぼしたシャープという人がいるのですけれども、そちらのほうでも書かれていることだと。現在、金融配当所得は分離課税になっているのです。分離課税で10%、あるいは20%ということが課せられているのですけれども、これも合わせた形で累進税率を適用させよう。

もう1つは支出税論というものがあまして、これは特に所得の変動が大きい人、例えば、よく話に出てくるのはプロ野球選手とか芸能人の方。あるときにはすごく所得がある、そのときは非常に高い税率がかけられる。しかし、引退が早いというときには、その後低い税率がかかるという形になって、所得の変動が高い。そういうときに、所得を経済

能力として考えているのですけれども、これを近似的に経済力としては消費を考える。金融所得というものも、いずれは支出に回るだろうということとして、そのときに税をかければいいのではないかなという考え方があります。

3つ目としては最適課税論でありまして、これは経済的な影響を考えて、それぞれの税目によって影響が違ってくるだろうということとして、所得の種類によって影響が異なるので、それに応じた経済的な満足が一番高くなるように税をかければいいのではないかなという話があります。

この3つ目と1つ目、特に包括的所得税論については、金融所得の把握が必要になってくる。3つ目の最適課税論によりますと、金融所得は足が速いということですので、それには異なった対応が必要ではないか。ですから、税制改革を考えていく中で、これをどういうふうに考えていくかということが1つの考え方になる。しかし、これはいずれにしても、金融所得の把握が必要になってくるということ、このナンバー制度というものが重要になるのではないかなと思っています。

これは行政の効率化についてですけれども、例としては、私としては、韓国の電子政府ということを目指したい。韓国は、国連の評価で行政のIT化、効率化の分野では世界で1位。日本は現在16位ぐらいになっています。私、以前おりました関西社会経済研究所、現在、アジア太平洋研究所というところですが、そこで韓国へ調査に行っていました。そこで聞いた中では、電子政府化の推進ということで、公務員を9,000人削減することができた。これを日本で適用するならば、約3万人削減することができるということ、地方の行政のスリム化が考えられるのではないか。先ほど峰崎参与からお話が合ったように、日本の公務員の数、国民の1人当たりで見れば非常に少ない部類にあります。ですから、この番号制度などで行政がスリム化されるということで、より良い配置の転換が可能になるのではないかなということ、質の向上にスリム化が寄与するのではないかなと思っています。これはプライバシーの問題なり何なりあるのですけれども、韓国で直接聞いた話ですが、行政サービスの受け手側の利便性が向上しているということ、国民からは制度の支持を受けていますという回答を得ることができました。

最後になるのですけれども、マイナンバー制度への懸念と課題と言いました。私は、どちらかというと、制度導入を推進したほうがいいと思っているのですけれども、コストとベネフィットがどれぐらいあるのかなということがあります。私は日経新聞を読んでいますので、おとといの日経新聞夕刊ですと、2,000億円から4,000億円ぐらいかかるのではな

いかなと言われていました。これは政府への信頼、こういうシンポジウムをやっているのですけれども、国民が何がどうなって、先ほど図がありましたけれども、どこまでオンライン化されているのかを認識するのが大事なのではないかなと思っています。

あと、今回、医療については入っていないのですけれども、医療については、我々がどこまで知ってほしいかということが問題になるのではないかなと思います。ですから、これは国民のある程度の合意が得られなければならないと思います。

これはかつての社会保険庁のような年金の記録をみんなで見ているという問題が起きないかなという話ですね。国民の懸念としては個人情報、しかも、これはかなりの情報が1つの番号で把握されるということで、外部に漏れるのと違うやろかという話が懸念としては国民の中ではあるのではないかなと思っています。ですから、情報が漏れることによって、あの人、実は何々らしいとか、そういうふうなことが起きてしまうと、こういう番号制度に対する信頼がなくなってしまうということです。これについては、第三者機関がどう対応していくのかということにかかってくるのではないかなと思います。プライバシーの話については、私は専門外ですので、これは専門の、今日もシンポジウムの中でお話が出てくるのではないかなと思っています。

あとは最後、民間の利用をどこまで認めるのかというところがポイントになってくるかと思うのです。今回では、とりあえず税と社会保障のところでスタートすることになっています。私としてもとりあえずはそれでいいのではないかなと思っています。1つは留意すべき点、プライバシーの問題になるのですけれども、民間利用のところでは、1つの商用目的、商いに用いる。商用目的までやるのはまだ時期は早いのではないかなと思っています。ですから、本人確認、銀行その他にありますけれども、銀行などで本人確認のために利用するというぐらいで、現在ではとどめておくべきではないのかなと思っています。将来的にこれにも使ってもいいのではないかな、あれにも使ったらいいのではないかなというのは、徐々に進めていけばいいのではないかなと私個人としては思っています。

以上、私からのお話とさせていただきます。今日はどうもありがとうございました。

司会：鈴木様、ありがとうございました。

それでは、ここで10分間の休憩に入らせていただきます。

お席をお立ちになる方がいらっしゃいましたら、貴重品もご一緒にお持ちいただきますようお願い申し上げます。

それでは、お時間が来ますまでどうぞ休憩ください。

[休 憩]

司会：皆様、お待たせいたしました。それでは、只今よりパネルディスカッションを始めさせていただきます。

パネリストの皆様は、どうぞステージ上へお上がりください。

皆様のプロフィールにつきましては、登壇者プロフィールをご覧ください。

それではご紹介いたします。先ほど特別講演をいただきました近畿大学世界経済研究所専任講師、鈴木善充様。

日本弁護士連合会情報問題対策委員会副委員長、水永誠二様。

日本経済団体連合会電子行政推進委員会電子行政推進部会長、リコージャパン株式会社顧問、遠藤紘一様。

北陸税理士会副会長、山形晃様。

番号制度創設推進本部事務局長、峰崎直樹内閣官房参与。

内閣官房社会保障改革担当室、向井治紀審議官。

そして、コーディネーターは、福井新聞社、北島光男論説委員長です。

では、北島論説委員長、よろしく願いいたします。

(4) パネルディスカッション

北島：皆さん、こんにちは。非常に炎暑の中、またお休みの中、たくさんお集まりいただきましてありがとうございます。只今紹介いただきました福井新聞論説室の北島と申します。今日はつたないですけれども、コーディネーター役を務めさせていただきます。ひとつよろしく願います。

これからパネルディスカッションに入っていきますけれども、時間もある程度限られております。それから、後で皆さんのご意見を伺う時間をとっております。非常に効率的に、中身の濃い議論になればと思っていますので、ひとつよろしく願います。

今回の議論のテーマであるこのマイナンバー制度は、響きがいいかなと思っているのですが、今、先生からもお話があったように、今国会で審議されております社会保障と税の一体改革と不即不離の関係で、そういった中で、今、通常国会の会期中に何とかこの関連

法案を成立させたいというふうな流れになっています。

しかし、問題なのは、私自身もそうですけれども、このいわゆる番号制度が本当に必要なのか、また、これは一体何物かという全体のところがいま1つよく分からない。そしてまたメリット、デメリット、細かい説明をいただきましたが、もう1つまだ腹に落ちないというようなところはあるのではないかと考えています。

こういったマイナンバー制度によって、果たして我々の国民生活が国によって守られ、そしてより便利で健康で豊かな社会になるのかどうか。国会審議も、どちらかというところと社会保障一体改革より増税議論のほうが先行し、どうしても混乱が生じているというようなところがあります。

そういった中で、このマイナンバー制度がどこまで国会の中で十分議論されているのか、国民に情報公開がきちりなされているのか、ここがいま1つ分からない、十分説明されているとはいいがたいといったものがあるのではないかと考えています。

この一連のシンポジウムは昨年5月から始まっておりまして、全国47都道府県全部行く予定で、今年の12月ぐらいまでかかるかなと考えていますけれども、ちょうど福井県は、今、国会の審議中で、そろそろスパートがかかって、何とか成立させたい非常に重要なところに差しかかっているかなと思いますので、今日のシンポジウムが非常に意義のある状況になっているのではないかと考えています。

ただ、こういった法案が成立しても、この制度設計、細かいシステムの構築、それから国民への周知を考えますと、まだこれからの部分があるのではないかと考えています。そのためにも、法案ができてしまったから、さあ、終わりというのではなくて、これから国民の生の声、県民の切実な声、本当に必要なのかどうかを納得させてもらえるような説明が一番必要になってきているということです。

福井新聞はここにも共催という形で参画させていただいていますけれども、その理由は、県民目線でこの問題をしっかり見据え、考えていこう、そのために共催ということです。賛否を超えて議論を深めていきたい、そのために福井新聞が関与させていただいているということではないかと考えています。より実のある議論にしていきたいと思っています。

また、40分ほど皆さんのご意見を伺い時間がありますので、しっかりお聞きになった上で、最後に活発なご意見、疑問がありましたら何でもどんどん出していただければと思っています。

早速始めたいと思います。皆さん、よろしくお願いします。

私は、このマイナンバー制度の最大の論点は何かと考えましたら、はっきりしているのではないかと考えています。この社会保障制度の充実が叫ばれている、そしてまた情報化社会が来ている中で、本当にこの制度が必要不可欠なのか、もうこの第1点に集約されるのではないかと。本当に今必要な社会インフラなのか、そこを議論していきたいと思っています。

先ほどからありましたように、福祉関係で医療、年金、税務、いろいろなところを考えますと、向井さんは3つに集約されるとおっしゃいましたけれども、社会保障と税と防災の3分野において100項目ほどあるんですか、そういったものが規定され、具体的な形に落として、使い勝手のよいシステムにしていこうということをこれからお話しいたきますけれども、今、最初にご挨拶いただきました方、それから説明していただいた方、それから今、具体的な基調講演、特別講演をしていただいた方、この3人はちょっと今抜かして、まず、まだお話しいたいていない方3人に、少しどういったことなのかをお聞きしたいと思っています。

まず遠藤さん、経団連で中心にお仕事をなさっていますけれども、遠藤さん、経団連は以前から制度の導入を提言してこられましたね。やはりこれは必要不可欠なものかということをお話し願えますか。

遠藤：今ご紹介いただきましたように、私は日本経済団体連合会の電子行政推進部会というところで、部会長を務めておりますリコー日本の遠藤と申します。この部会ができて4年ぐらいたつのですが、その前から情報化部会長としてずっと関わってきております。

経団連は、基本的には導入に賛成でございます。ここにありますように、経団連としては1996年ぐらいから、いろいろな形でこの番号制度、今はマイナンバーという制度の名前になっておりますが、これまでいろいろな名前が付けられていました。要するに1人1つ、そして決して他人とはだぶらないという番号でいろいろなことを変えていこうではないかということについて、これは政府とか自治体の利用だけではなくて、早く民間でも使えるようにということも含めて提案をしてきております。

そして、あわせて、経団連だけではなくて、日本の中にいろいろな目的を持った団体があるわけですが、そういう団体にもお声がけをして、いろいろな意見、もちろんこうした

ほうがいい、ああしたほうがいい、あるいはこういうところに気をつけるべきだというようなこともあわせて集めて、そして進めるということをやってきております。

それで、基本的にはここに掲げてあります4つ、それから後でもう1つ付け加えたいと思いますが、4つの考え方を持っていていろいろなことをやっております。

特に、マイナンバーというものを入れたからといって何かがすぐすぐ変わるわけではなくて、それは基礎といいますか、基盤なので、これを入れることによっていろいろなことができるわけですが、一遍にいろいろなことに手を広げてしまうと、なれないことがあったり、直さなければいけないところに気がつかずに、いろいろな問題に発展してしまうということで、少しずつ展開をしていくべきではないかと。

ただし、効果を早く大きく出したいので、遅らすことなく、できるだけ早く導入して、みんなで育てていくという形が非常に重要なのではないかとということが1番目でありませう。

2番目は、これはややもすると行政の手続を合理化するとか何とか、それは利用者にも当然利便性があるのですが、それだけではなくて、国民とか企業とかに非常に重要な効果をもたらすようにということが非常に重要で、先ほど主催者側、あるいはいろいろな方からも公平性とか、そういうことがありましたけれども、当然そのためにやろうということとです。

それから3番目として、番号制度の利活用でありまして、これは後ほどのディスカッションでも出るとは思いますけれども、費用対効果を考えたときに、新しく番号制度だけ入れると、これは費用はプラスになってしまいますね。しかし、番号を入れたことによっていろいろなことができるようになる。

例えば、今までですと住民票をもらって、それをどこかへ届けてというようなことをやっていたものが、住民票は要らないというようなことになれば、その分だけ行政の費用は減るわけでありませう。

それから、当然窓口の方々の仕事の作業負荷も減る。そういう効果分をしっかりと出せるような行政改革をあわせてやっていかなければいけない。

これは、我々企業では当然なんですね。ITを使えればいだろうというようなことで入れる人はだれもいないわけで、ITを入れることによって、仕事のミスが減るとか、信頼性が上がる、スピードが上がる、それからいろいろな問い合わせがあったときに速く答えられる、それから記録がよく残っていることによって、さらなる改善のための着眼が見

つかるとかいうことになるわけです。

そういうことで、行政改革は絶対にやらなければいけない。そのためにも4番目、横断的な責任者と。これはどういうことかといいますと、政府の各府省があるわけですが、これも、これが1つ1つ独立してしまっていて、表面は仲がよいのでしょうけれども、実際の仕事になると、それぞれ自分のところはこれだということを主張して、一緒にできそうなものまでなかなか一緒になっていないというようなことがいろいろなところで見受けられるわけです。

この番号をベースにして、そこに風穴をあけて共通化をどんどん図ることによって、トータルの行政コストをお安くしようではないかと。それから、もちろん企業、国民全体に対していろいろなメリットを出せるようにしようということが十分期待できますので、ぜひ番号を入れたいと考えております。

これはそういう意味で、こんな形で民と官が一緒になっていろいろな活用ができますということを幾つか挙げてあるわけですが、ただし、ここではもう1つ言うておかなければいけないことは、個人番号、法人番号の利用場面、その次に特定個人情報の利用場面ということがありますが、いろいろなシステムを非常に慎重に作りませんと、個人情報目的外に使われて、やはり不利をこうむる危険性があり得るということで、その辺については十分いろいろなことに配慮しなければいけないということです。

これも、この数年急速に、ITの専門家とか情報の専門家、プライバシーの専門家が一緒になって、いろいろな活動をして対策を作ってまいりました。それが最近、先ほど述べられた第三者機関の設置とか、そういうことにつながっていると理解しております。

それで、経団連が目指す電子行政は、最初は社会保障と税の一体改革のベースとして使われますが、それ以上に民間と官が一緒になって、いろいろな形で利活用が進められると考えておりますので、ぜひ導入についてのご理解をし、推進をしていただきたいと、私からはお話をしたいと思っております。以上です。

北島：民間でも使えるように、まだ少し先のことになるかもしれませんが、こういったことがどのような工程を踏みながら実現できるかといったところが非常に重要になってくる今からの道のりではないかと思っておりました。ありがとうございました。

次に、北陸税理士会副会長の山形さんにお聞きしたいのですが、税理士会としてどのようなスタンスで考えておられるのか、メリットとかデメリット、懸念材料等、何かありま

したらお話し願います。

山形：只今ご紹介いただきました北陸税理士会副会長の山形でございます。所属支部はご当地福井県の敦賀でございます。北陸税理士会の上層部、組織でございます日本税理士会連合会、通称日税連と申しますけれども、そこでは理事を務めております。

税理士会は沖縄から北海道まで15単位会がございまして、4月現在で7万2,319名の税理士がおります。ご当地北陸では1,337名の税理士がおりますので、やはりそれぞれ意見を持っておると思います。

また、税理士会の最上部組織であります日税連で、平成23年度の税制改正建議書というものをしております。その中で番号制度については基本的に賛成という立場を表明しているところでございます。

ここに映っていますパワーポイント資料は、日税連の考え方をまとめたもので、総論として、その考え方の基本を4項目、それから次のページにこういう大綱が出ていたのですが、それを受けてこの間、意見募集をいたしました。それによって5項目の主張を追加して、各論としてこのパワーポイントに書いてございます。

すべて説明したいのですが、ちょっと許された時間が5分程度と聞いていますので、はしりながら説明したいと思います。

この1は、国民の利便に資すること、一番下に書いているように、番号制度は社会システムを公平に運用して行政効率化させる基本的なインフラとなるものでなければならぬと認識しております。

それから、申告納税制度を補完する制度ということですが、我々は基本的に番号制度には賛成の立場でございます。ただ、無批判にこれを受け入れて推進していこうというものではございません。

皆さんご存じだと思いますが、日本の租税の基本は申告納税制度に置いております。これは租税制度における国民主権をあらわしまして、民主的な手続であるということが言えると思います。

日本では申告納税制度というものが確立されておりますけれども、番号制度の導入は、あくまで申告納税制度を補完する制度でないといけないと思っております。それを前提として、課税庁側が納税者の所得とか税額を算定する方向に進むようなことがあってはならないと考えております。

それから、税務分野と社会保障分野でございますが、この番号制度の導入に当たりまして、どんなに万全に整備したとしましても、当初予想しなかったような問題が発生する可能性は否定できないと思います。

そのため、まず税務分野と社会保障分野の一部、それも現金給付のみに限定の利用とすることが望ましいと思っています。そして発生する問題点を検証とか解決しながら、時間をかけて制度を熟成させていく必要があると考えております。

次に、目的外利用はしないということですが、税の分野では民一民一官の利用に限定するというところでございます。ここにありますように、給与所得者が自身の番号を会社に提示いたします。それから、会社が源泉徴収票とか給与支払報告書に従業員の番号を記入して税務署等に提出するという流れが民一民一官の利用となりまして、基本的にはこのような利用方法に限定することが望ましいと考えております。

それから、番号には新しい番号をとということですが、基礎年金番号とか住民票コードのまま利用ということは困難でありまして、住民票コードをベースとした新しい番号とする以外に選択肢はないと考えております。

次は付番対象を追加というところでございますけれども、これは、個人については、日本国内に財産を有して、日本国内に源泉所得を有する非居住者は今載っていないんですね。これも付番対象とすべきということと、法人についても個人と同じように、会社法人等番号を有しない登記のない外国普通法人も追加することが必要と考えております。

税務手続の効率化ですが、国税とか地方税には共通とか類似した手続が非常に多くございます。これらの手続の重複を排除することが必要であると考えております。

それから、ICカードとマイ・ポータルを整備でございますが、このICカードに記載する番号は氏名と同じでございますので、番号を可視化するということで、番号の取扱事業者の事務負担が軽減できると思います。これをつけませんと、番号を探さなければいけないという手間が出ますので、必ずすべてのところに番号をつけることが必要だと思えます。

マイ・ポータルですが、今法人にはマイ・ポータルというものが無いと聞いております。ですから、やはり法人にも設置をすべきと考えております。適正な納税義務ということを考えますと、税務の各種情報がそこに入ってきますので、その入手が可能となることから、それが必要と考えております。

それから、中小企業の事務負担は、源泉徴収義務者と特別徴収義務者はすべて番号取扱

事業者になるとなっておりますので、中小企業の事務負担が非常に増えることとなります。そこで、非常に難しいかと思えますけれども、利便性とセキュリティのバランスが求められてくると思えます。

最後に税理士の立場でございますけれども、ここは我々税理士会のことで恐縮ですが、電子政府構想というものがございまして、我々税理士会はその一翼を担って、現在、電子申告というものに積極的に取り組んでおります。

この制度の導入当初、この北陸の地におきましても普及率は0.数%でございました。現在は非常に普及しまして、この金沢国税局管内は全国でもトップクラスまで進みました。我々会計事務所でも、この制度は絶対不可欠のものとなっております。

そこで、この税務分野における電子申告を活用するという点で、番号制度の利便性は向上するものと思っております。番号制度の取り扱いに関しまして、税務書類の作成が可能なのは税理士または税理士法人のみであることを確認した上で、代理送信の継続及び代理送信というものを税理士業務の税務代理に含めることを主張しているところでございます。

また、代理送信が認められた場合には、代理送信する税理士にもマイ・ポータルへの閲覧を可能とすることをお願いしたいと思います。その場合に、マイ・ポータルにアクセスするためのICカードに、日本税理士会連合会で電子証明書を発行しております。今、もう第3世代に入りまして、来年3月で有効期限が切れるのですが、今、新しい電子証明書を発行する手続をとっております。それを追加していただくことが必要と考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

北島：どうもありがとうございました。

この3本柱、社会保障と税と防災、その税の面について、その納税、課税の公平性と、そういった事務手続の高効率性、業界としても非常に細やかなメリット追求をされているかと言えます。

ちょっと今までは、どちらかというとメリット重視のご意見が多かったかと思っておりますけれども、さあ、それでは水永さんにお聞きしたいのですが、弁護士、日弁連としては昨年7月、この社会保障と税番号大綱に関する意見書というものを、このA4判で11ページぐらいですか、びっしり書かれた、意見書と言うより反対表明という感じでしたのですけれども、そこをご忌憚のないご意見をどうぞよろしく願います。

水永：私はこれに従って、1枚目に書いてある2つの問題点に絞って意見を述べたいと思います。

まず1点目、何のための共通番号制かについてです。

政府は、共通番号制の本来の目的として、①公平な税制の実現と②真に必要としている人に必要な社会保障の提供をすることを挙げ、そのためには正確な所得把握が必要であり、そのためには税・社会保障共通の番号制、すなわち納税者番号の導入が必要であると主張していました。

1つ目の、必要な人に必要な社会保障の提供などの目的は、だれもが賛成だと思います。

そして2つ目の、そのためには正確な所得把握が必要だということも、一定の合理性があります。なぜなら、資産のあるなしなどを別にすれば、所得に応じて税金を徴収し、社会保障の提供をすることが公平だからです。

しかし、3つ目の、所得の正確な把握のためには納税者番号が必要だということにはつながりません。ここが根本的な問題です。

そして、本来の目的に対して現実はどうなっているのかについて見てみます。

まず、社会保障は、6月15日に成立した3党修正合意により、特に自民党が自助自立を強調するなどして、その理念や骨格すら対立し、不明確になっている状況です。

そして、公平な税制についても、すべての所得を把握して合算した上で、累進的な課税を言うのであれば公平と言えるでしょうが、現在の税制改革はそのような方向は目指していません。この点は次のスライドでも述べたいと思います。

そして、先ほど、ここはつながりませんと言ったところが最も強調したいところです。いわゆる納税者番号制を導入しても、お金持ちが海外との取引で得た所得や自営業者の所得などは把握できません。この点は昨年6月に政府が発表した番号大綱でも、非現実的だとはっきりと指摘されています。

したがって、あたかも納税者番号制を導入すれば、自営業者も含めて正確な所得把握ができるなどという宣伝がなされておりますが、全くのうそです。

むしろ、給与所得者世帯の夫婦、親子の所得が正確に合算されて把握されて課税されるようになると思います。

にもかかわらず、手段でしかない共通番号システムという電子的な箱物が、費用対効果

すら示されないままに、システム構築だけでなく、全体として見るならば、やれ5,000億円だとか1兆円だとか言われておりますが、お金をかけて作ることだけが法律で決められようとしています。これでは税金の壮大な無駄遣いになる危険性が大です。

3枚目のスライドが先ほど述べた不公平税制の代表例です。グラフを見れば一目瞭然で、5,000万円から1億円の申告所得者の所得税負担率が一番高くて、それ以上の高額所得者の負担率はがくんと減っています。

そして、所得税負担率の減りぐあいと、低率の分離課税を行っている株式譲渡所得の増えぐあいがきちんと反比例しております。

このような不公平税制を変えない限り、公平な税制の実現は不可能ですが、それは共通番号制の創設とは全く関係のない話です。

次に2番目の、共通番号制のプライバシー侵害のリスクの問題点に入ります。まず、現在は、ライフログであるとかビッグデータと言われる時代に入っております。私たちの行動履歴、例えばインターネットの利用状況や買い物の状況などは、ほとんどがコンピュータに記録されて、情報が統合されて商業利用されるようになっていきます。

そのような情報の名寄せ、統合の手段が共通番号です。共通番号をマスターキーとして、いろいろな分野の情報を漏れなく、間違いなく、だれその情報であるとして名寄せができるからです。マイナンバーは共通番号として名寄せの手段となります。

このような番号制度ができると、プライバシーの保護の程度は極めて低くなります。プライバシー権の核心は、その収集・利用の目的を事前に明らかにさせて、本人がその目的に使うなら収集はオーケーというぐあいに、本人の同意によって自分のプライバシー情報をコントロールして守れるようにするところにあるからです。

マイナンバー制度は、本人の同意を前提とせず、共通番号を雇用関係や取引関係など、広く民間分野で利用することを認める制度ですから、コントロールは事実上不可能となります。

5枚目のスライドはプライバシー侵害の被害をまとめた図です。ここに書いてありますように、リスクの第1は、データの名寄せ・統合、データマッチングによるプライバシー丸裸化の危険性です。

第2は、至るところにマイナンバー付きのデータベースが作られ、ネットワーク結合されることによる情報の大量漏えいの危険性です。

第3は、それらの情報が名寄せされることにより、成りすましされてしまうという危険

性です。これは、共通番号制をとっているアメリカや韓国などでは非常に深刻な被害が発生しております。

そして、詳しく述べることはできませんが、それらの危険性は、第三者機関の創設や罰則を重くすることでは防止できませんし、被害の回復も望めません。

では、どうすればよいのか。まず、共通番号制にしないことです。ちなみに、政府の構想でも、マイナンバーシステムを共通番号制にする必要がないことははっきりしております。

6枚目のスライドは先ほど説明された情報連携のシステムのイメージ図ですが、情報連携には、共通番号とは違う符号Aないし符号Cが使われております。したがって、各データベースの情報の整理に共通番号を使う必要はありません。

各分野の利用番号をマイナンバーという名の共通番号に統一したり、マイナンバーを各データベースに記録しておく必要など全くないはずです。

ちなみに、このようなシステムは、オーストリアのセクトラルモデルを参考にしていると思われるのですが、オーストリアのモデルは各分野のデータベースに共通番号を用いたり、記載できないようにするなど、プライバシーに配慮した設計になっております。

結論です。1つ目は、電子政府化を進めるにしても、まず目的を議論して具体的に定める必要があります。

2つ目、目的実現の手段としてのシステムは、プライバシーに対する影響が少ない分野別番号制を原則とすることが必要です。そして、それは政府構想から見ても可能です。

3つ目、厳しい財政難の折に、費用対効果についても十分な情報公開をして、国民的議論に付すべきです

4つ目、プライバシー保護の第三者機関は、番号制議論とは別個に、質量ともにもっと十全な、少なくともEUに引けをとらない組織として作ることは大前提です。

以上を総合しまして、今回のマイナンバー制は、いずれの点からも失当であると考えます。想定できるリスクすら検討していない拙速さであると考えます。したがって、撤回して抜本的再検討をするしかないと考えております。以上です。

北島：失当という厳しいご意見で結論になりましたけれども、この正確な所得把握ができるのかどうか、公平な税制につながっていくのかどうか、またプライバシーの侵害、本来自分でコントロールすべきプライバシーがコントロールできない、流出していくといった

懸念、共通番号にしないこと、リスクをまだ克服できない状況の中で、これを導入することは難しいかなというふうなことが出ました。ありがとうございました。

今の3人のご意見を伺い、また、先ほどの基調講演、ご説明等、全体の中から、皆さんも少しずつ形が見えてきた。そしてまた皆様のご意見もある程度具体的に出てきたかなと思っておりますが、もう少し深掘りしましょう。

そこで、私が今までお聞きした中で3つの論点を挙げてみました。それは、国民にとって、国民目線でこれが本当にメリットがあるのかどうか、ここをもう少し考えてみたい。行政効率という意味では非常にあるというふうなことは納得できるのですけれども、本当に国民の立場にとってのメリットを追求できるのかどうか。

それからプライバシーですね。先ほどの先生方のいろいろなご意見の中でも、これがちょこちょこ出ていましたけれども、プライバシー権が本当に保障されるのかどうか、個人情報情報の漏えいによる、いろいろなプライバシーの侵害、不正アクセスというものがあります。そこを考えてみたい。

もう1つ、最後に水永先生のところで出ましたけれども、費用対効果ですね。これにどれぐらいのお金をかけて、どれぐらいの効果があるのか。そしてまた、今後の民間利用という話も出ましたけれども、今後の利用、活用の方向性、拡大性といったところも話が及べばと思っています。

若干皆さんの熱のあるご意見で、時間がどんどん押してきていますので、この3つの観点で、1つの観点到それぞれ2人ずつお話を伺えると非常にいいかなと考えています。せいぜい2、3分でご意見をまとめていただくとコーディネーターとしても非常に助かります。

まず国民にとって本当にメリットがあるのかどうか、向井さん、先ほどご説明いただきましたけれども、マイナンバー法というのは、途中で非常に優しい響きに言葉が変わったかと思うのですけれども、実は法律名は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律と、非常に疲れるのですけれども、やはり国が管理していく個人情報という感じがします。国民にとってのメリットはどういったことかについて、しっかりお話を伺えますか。

向井：まず、マイナンバーのメリットでは、先ほど申し上げましたが、行政の効率化もあるのですが、国民の側から見た場合の手続の簡素化、いわゆるワンストップサービスに近

づけていくということがあろうかと思えます。

いろいろな申請の場面で、所得証明書とか、あるいは住民票を持っていくというようなことはよく行われておりますけれども、そのようなものが省略されていく、あるいはバックオフィス連携をすることによって、そういう何かの手続的な面における、いわゆる郵送コストなどが削減されていくということが1つあると思えます。

それからもう1つは、やはり、より精密な、個人を特定したような社会保障制度、あるいは税制、そのようなものが制度として作れる可能性が増えていくということだろうと思えます。

北島：簡潔なお答えをありがとうございました。

次に、山形さんにお聞きしましょうか。税理士会のいろいろなお話がありましたが、まず、どちらかという限定的な導入というようなところもあったと思えますけれども、今入るべき道と、今後いろいろな活用はあると思うのですが、やはり導入のときに、国民の目線で、ああ、これはやはり便利なんだなというようなことがより分かりやすい方策が必要ではないかと思っているのですが、この国民の目から見たメリットを山形さんとしてはどのようにお考えになっていますか。

山形：税理士の立場としてだと思のですが、申告納税制度ということは先ほど申し上げましたけれども、皆さんが申告されるときに、確定申告の申告書にいろいろな資料を寄せて、例えば医療費とか公的年金とか、給与所得の源泉徴収票、すべてそれを準備して申告書に書き込むことになると思えます。

この番号制度が入れば、そういう資料はそろえなくても、そのマイ・ポータルの中に自分のデータとして入っているということになりますので、そこへ届けば申告がスムーズにできると考えられます。

極端に言えば、年金受給だけの方であれば、今も400万円の収入金額がない方は申告不要となっていますけれども、それ以上の方でも、すべてマイ・ポータルの中の申告で済んでしまうというような利便性は出てくると思えます。

ただ、医療費のデータなどをのぞくのに、本当にすべてのぞけるのかどうか、そういう個人情報のございしますので、その制約はいろいろ出てくると思えますけれども、そういうことはできるようになるのではないかと思います。

ただ、私も、先ほどもお話がございましたように、税務に関してすべてこの番号制度が入って把握できるのかと申しますと、それはちょっと困難だと思います。

今、隣の韓国でも、例えば事業所得者のことですが、一生懸命にそれをやろうと試みているようでございます。ただ、なかなかできないというのが現実のようです。

私も5年ほど前ですか、韓国へ行ってまいりました。そのときはちょうど日本が電子申告を取り入れたときで、韓国は80数%の普及率ということで、向こうへ参りました。

そのときにインボイスの話をされていました。インボイスというのは消費税の税額票ですが、にせインボイスが出てくるというようなお話がございまして、韓国では電子的に税額票を発行するときに、そのデータも直に流れるような形で、それを防ぐことを考えていると申しておりました。

本当に今、ITでは世界一の韓国ですが、その韓国ですら、今その事業所得者に関してはすべて把握できないというような状況でございます。

納税者、民間にとりまして一番利便性があるところは、やはりそこから情報がすごく入手できる。今までいろいろ手間をかけて準備していた、そういうペーパーが必要なくなるのではないかと考えております。

それと、国民一人一人の自分の保険料の納付状況が、やはりそのマイ・ポータルを見ることによってわかってくる。私自身もどれだけの保険料を納付しているということはわかっておりません。そういうものが、やはりそのマイ・ポータルを見ることによって、自分が今までどれだけの保険料を年金に納めているのかという、そこら辺の確認もできると考えております。以上でございます。

北島：ありがとうございました。

次に第2点目へ行きます。プライバシー権は本当に保障されるのかですね。お待たせしました、峰崎さん、お願いします。

この個人情報の流出という懸念は問題点の1番に挙がってくるのではないかと感じもします。それと、内閣府の調査で、なかなかこういったマイナンバー制度はよく分からないという方が8割あると言いましたけれども、恐らくその中でも、何となくこういった情報の流出に対する懸念が、分からない中で一番多いのではないかと推察をします。それに対してうまくガードできるのかをお聞きしたい。

峰崎：政府説明資料の15ページ以下に、番号制度でシステム上あるいは制度上、個人情報 をどうやって保護するかを載せています。今度のマイナンバー法は大部分、もう圧倒的に この個人情報をどう保護していくかだと思っています。

先ほど水永弁護士さんからあった、まだ不十分ではないかという点、例えば第三者機関 で、個人番号情報保護委員会で、本当にきちんとしたものができるのかということですが、これはマイナンバー法案が通ったら、この個人番号情報保護委員会の設置要綱を決めて、その体制を作っていかなければいけません。

その意味で、きちんとした監視、監督、あるいは事前にライバシー保護評価をすることか、様々なその利用に当たって、プライバシーが保護されるような監視システム、評価システムといったことをきちんとしていこうと考えています。また、恐らく情報漏えいの大きな可能性としては、職員から漏れていくというような例がありますね。

職員ののぞき見問題が2004年にございましたが、ああいうことを絶対に起こしてはいけない。ですから、特定の職員のみが情報にアクセスできるように限定して、それがもし万が一不正に見た場合は、罰則は先ほど申し上げたように、今までの個人情報保護の罰則の2倍の罰則に強化するという形で進めています。

それからシステムの面からは、先ほどオーストリアのセクtralアプローチに近いものというお話がありましたが、我々は、情報が一斉に漏れるということを阻止するために、韓国やアメリカのように、それぞれのマイナンバーだけですべてを接合させるという仕組みではなく、情報提供ネットワークシステムを作って、そこはマイナンバーで接続するのではなくて、いわゆる別の符号で結びつけるというような仕組みを用いて、テクニカルな面においても安全性を強めていくことにしています。

もちろん、そういうところで万々が一情報の漏えいが起きるような危険性はないとも言えないわけですから、それを防止すると同時に、起きたとしても、その被害は最小限に止めようというシステム上の配慮もしているし、サイバー攻撃にも十分耐えられるものにしていかなければいかんということで、鋭意作業をしているという状況でございます。

北島：はい、ありがとうございました。

国会では、現在、与野党3党間で、何とかこの法案は通していけるのではないかというふうなところで、この情報の管理という意味で、その情報管理体制の強化へ向けて、政府内に先ほども出ました最高情報責任者、CIOを置くなどという修正案も出ていますね。

これから具体的な動きはさらに加速していくのではないかとと思いますが、峰崎さんのお話も含めて、さあ、水永さん、どうでしょう、それでもやはりこのセキュリティはこの情報を守り切れないぞというようなことになりますでしょうか。

水永：私は守り切れないと思います。国は昔、住基ネットの導入時などは、安全性は万全だという言い方をしていたわけですね。最近はそのような考え方から転換して、内閣官房の情報セキュリティセンターなども「事故前提社会」とおっしゃっています。

要するにこういう情報システムは、事故は起きるものだ、つまり漏えいは起きるものだという前提で考えないといけないということですよね。そして、起きた場合に被害をどう最小限にするかを考えないといけない。それは峰崎さんもおっしゃったとおりです。

ところが、このマイナンバー制度は、先ほど私が申し上げたとおりに、将来的には各分野の管理番号を統一化していくとか、そこに至らないまでも、共通番号を各分野のデータベースに記録するということをしてしまうわけです。これをやってしまうと、たとえその紐付けに共通番号を使わなくても、漏えいしたら、その共通番号つきでデータが漏えいしてしまうんですね。そうしたら、その共通番号をもとに確実な名寄せができてしまうという問題が1つあるということです。

そして、この共通番号は法律で使用を限定すると言いますがけれども、身分証明証として使われるカードにも書かれて、例えばレンタルショップとかサラ金などの本人確認のときにも使ってしまうわけです。セキュリティが非常に甘いところです。そういうところでも使われてしまうということですから、よくインターネットで漏えいがあると、こいつはだれの情報だと、今、一生懸命に暴露合戦をやっています。ああいう状況が発生してしまうということですよね。

ですから、そういう状況を防ぐためには、たとえ漏れても名寄せができないように、各分野別の番号にして、情報連携は別の方法で考えるということが基本的な対策だと思います。

北島：はい、ありがとうございました。

水永さんのお話の中で、事故は起きるものだ、どこかで聞いたような話ですね。原発事故、想定外、想定しない、想定外のものが起きてしまった、だからごめんなさいと言っても、もう後の祭り。ただ、100%安全というものはない。だけれども、そこへ向かってシ

システムを構築していく、安全性の再確認をしていく、そういった積み上げも必要になるかなということも思います。

このスタートラインに立って、そこらの見極め、また覚悟も必要になってくるのではないかと考えています。

それから3番目へ行きます。費用対効果と今後の利用拡大の方向性、これは遠藤さんにお聞きしたいと思いますけれども、先ほどもおっしゃいましたが、非常に多方面での活用、特にまた民間の活用の可能性というようなものに言及されておりますけれども、今後の利用拡大、費用対効果ということは、どうですか、経団連でも調査なさっているんですか。

遠藤：まず費用ですけれども、これはどこまで何をやるかがちゃんと決まっていないので、幾らぐらいかかるかは非常に難しいんですね。

その辺、最初の段階でどのぐらいかかるかは、後から向井さんから、こんなことは最低まず導入のためにやらなければいけないと。これは予算としてこのぐらいを今考えているというようなことはあるようなので、それはお話しいただくとして、民間のほうですが、純粹に民間というものは比較的少なくて、民と官の間でやりとりをしながらというものは結構あるんですね。

この数年来、先ほど経団連では何回も提言してきたというお話をしましたけれども、その間、入れたらどういう使い方があるね、そうするとどのぐらいの効果が出るだろうということ、幾つかのケースを作って、ワーキンググループを作って、いろいろな会社から人を出してもらって検討してきたものがあります。

これは既に大分前に経団連のホームページでも出しているのですが、それをずっと集計してみたら、そうやって具体的にある程度検討した約10項目を合計すると、全部で年間で2兆円ぐらいの成果が出ると試算しています。

その2兆円は、今までやっていたやり方がこう変わるから2兆円ですというものです。ということは、今後ずっと毎年それだけ効果が出るということなんですね、1回だけではないということです。

それから、そういうワーキンググループを作って研究していない分野がまだ随分残っていますので、そこでかかっている総費用を推定したところ、その2兆円になったのと比較すると、こちらは非常に粗っぽい数字ですけれども、少なくともあと1兆円ぐらいは出て

くるのではないかと推計しています。全部で3兆円ぐらいは期待できるのではないかと
いうようなことを言っております。

もう1つ、ちょっと時間が長くなって恐縮ですが、効果ですが、いろいろな考え方がある
と思うのですが、例えば先ほどの国民にとってのメリットというところで、向井さんは
余りはっきりと言われなかったのですが、プッシュ型サービスができるようになるわけ
ですね。要するに、法律でそういう使い方を許すということになれば、番号でいろいろな情
報を集めると、我々が忘れていても「あんた、これ受給できるよ」とか、そういうことを
言ってくれるわけです。

そうすると、今までだと忘れていてもらっていない人は結構いるんですよ。それがもら
えるようになるんです。それは効果としてどのように算定するのか、これも非常に難しい
効果算定ですよ。

ですから、費用対効果は幾つかの前提を置いてやるのですが、企業でも、国のことと比
べると非常に単純だと思うのですが、そこでも効果というものは算定が非常に難しいんで
すね。できないわけではないです。それは全員が全部納得するわけではなくて、いや、そ
れはこういうところでおかしいではないかとかと、いろいろ出るので。

そういう意味で言うと、皆さんも効果というものを、要するに今言いましたようなプッ
シュ型サービスで、自分も気がつかなかった、忘れていたものを言ってくれて、何かイン
ターネットでちょっと手続をすると、ぱっともらえるようになった。これを幾らと言
うか。これはもらった実額で言うのか、いや、もうちょっと何か別の色をつけないといけな
いのではないかとか、いろいろ出ると思うんです。

そんなことで、費用対効果というものは実は本当に難しいことになると思いますが、い
ずれにしろ、何か費用を投下するときに、どういうことを期待しているんだ、それはどう
やって計るんだということを明示しないで予算を使っていくということは絶対にやっては
いけないわけです。

ですから、そんな意味で、今までの電子行政、電子政府のITに対する投下というもの
は、必ずしもそこがちゃんとできていない。そのために、前にも新聞に出ていましたが、
7,000ぐらいの電子手続化をしたんですね。その中で本当によく使っているものは80ぐら
いしかないんですよ。あとはほとんど使っていないそうです。それでこの間、半分やめる
ことにしたんですね。

それで、もうそういうことが決して起こらないようにするために、例えば政府CIOみ

たいなものを置いて、費用対効果を厳しく見る民間の癖を、やはり行政の中にも入れようではないかということになっています。

北島：ありがとうございました。

今、せっかく遠藤さんからちょっとお話を振られましたので、向井さんがよろしいかな、政府から費用対効果の具体的な数字の開示はなされているんですかね。

向井：中央のシステム、例えば情報提供ネットワークシステムの付番とか、そういうものにつきまして、大体500億円だろうと、予算の債務負担限度額が大体それぐらいになっています。

それ以外にかかる費用として、各機関だと、主に大半は市町村だと思いますが、そのシステム改修費がございまして、これについては、現時点では大体幾らぐらいということにははっきりしておりませんが、まあ、私の見積もるところ、おおよそ2,000から4,000億円ぐらいだろうなど。

2,000から4,000億円では全然数字になっていないではないかとおっしゃる方もいると思うのですが、理由は幾つかございまして、1つは、システムというものは、セキュリティと費用は一種トレードオフの関係にあって、やはりセキュリティを高めていけば高めていくほど費用は大きくなる傾向にあると。

それからもう1つは、この手の改修はマイナンバーだけのためのではなくて、例えば国税のシステムですと、毎年前の年に税制改正がありますし、年金のシステムですと、毎年毎年年金額、保険料額の改定がある。そのシステムと同じタイミングで一緒にやりますので、そのうちの部分がマイナンバーの部分かということは、なかなかはっきりしない部分もございまして。

それらもありますが、それでこの後予算要求がなされ、年末にかけて予算の査定がなされる、その中で具体的な数値が明らかになっていくのだらうと思っています。

北島：なるほど、ありがとうございました。

はい、どうぞ、端的に。

遠藤：もう1つ、費用の件ですが、今、向井さんからお話があったように、単独にこのた

めだけにやるというものは、もうほとんどなくて、現在いろいろあるものをうまく絡めながらやっていくということは当然あるわけです。そうすると、片方では減る可能性もあるわけです。片方では新しくやる部分が増えると。

実は経団連で会員企業が、ある県の自治体の14町村の住民サービスのためのいろいろなシステムを、それぞれ別だったものを全部統一するということを請け負って14町村と一緒にやったのですね。一番大きいところが4万人ぐらいの住民、少ないところで数千人、4、5千人だったと思うのですが、それを整理してみたら1つになってしまったんです。

というか、1つにするように自治体の人たちも一緒に一生懸命やったんですね。それでできました。そうしたら、その効果はどうだったかと言うと、実は費用が一番減ったところは60%減りました。少ないところでも30%減りました。

そうすると、当然そういうこととあわせてこれをやっていくということになるわけです。そうすると、費用というものは一体どうやって算定するのか、減ってしまった分まで入れるのかと。そうすると、いや、それはちょっとと言うかもしれませんが、現実には減るわけです。

ですから、先ほど申しましたBPR、要するにビジネス・プロセス・リエンジニアリング、仕事のやり方を変える、行政のやり方を変えるといったことを頭に置きながら、この費用を考えないと非常に難しいと思いますよ。

だから、費用がプラスになるところばかり言うのではだめなんです。企業ではそういうことは絶対にやりません、やれませんが。

北島：ますます弁舌さわやかな遠藤さん、まだ20分ほどお話しになりたいのではないかと思います。ありがとうございました。

鈴木さん、この3点目の費用対効果、今後の方向性、ここを全体のお話もまとめてご意見を伺いたいのですが、先ほどパワーポイントでお話しされた中の、国民の信頼の醸成、政府にはそういった信頼感があるのかどうか、そこらあたりがこれを構築していく上では非常に大切だというようなことをおっしゃっていましたね。こういった面も含めて、今後の方向性も含めてお話ししたいと思います。

鈴木：やはり先ほどお話が出ているように、コスト対ベネフィットで、私の立場としてはベネフィットのほうが高いというような考えにあるわけですね。

ベネフィットを享受していくときに、信頼できないような政府であれば、ベネフィットがあったとしまして先ほどプライバシーの侵害というところをマイナスの方向で考えるとすれば、足し算、引き算の関係になりますけれども、ベネフィットがマイナスになってしまうので、これは導入してはだめだと私は思っているわけですね。

ですから、書きましたけれども、何がどうなって、どこまでオンライン化されているかを国民がどこまで認識しているかが非常に大事だと思います。

私としては社会保障、税を研究している側からすると、やはりこちらのほうも、税の部分でいわゆる金融資産の名寄せがバチッとできますから、そういうところで、いわゆる脱税防止というようなところでも効果が出てくるだろうというようなことも思っています。

あと社会保障のところ、いわゆる歳入庁の問題ですね。社会保険庁と国税庁をちゃんと統合ができて、それで税と社会保険料をうまいぐあいに1カ所で徴収することができるかどうか、これは番号制度ができればできると思いますから、それもやはりベネフィットだと思いますし、これは金額で言うと兆円レベルの話になってくると思うので、これもベネフィットとして考えていけばよいとは、私は思っています。

北島：ありがとうございました。

どんどん議論が進みますと、時間も押してくるというところがあるのですが、そろそろ皆さんのご意見を伺う国民との対話に……。

峰崎：北島さん、ちょっとよろしいですか。

北島：はい、どうぞ、短くお願いします。

峰崎：会場に質問を振る前に、水永さんの提起した問題について、私はやはり答えておいたほうがよい点があると思っています。それはメリットのところで、今ちょうどおっしゃられたプッシュ型のサービスで具体的な例を挙げます。

今、日本の社会保障の中で一番困っている問題は、年金の未納問題、未加入問題なんです。国民年金加入対象者のうち、納めている人が6割程度と、非常に未納が多い。

どうしてそうなるかという原因は別にしても、先ほどのプッシュ型サービスで言うと、所得情報と、それから20歳になりますと国民年金を納めなければいかんと。働いている人

は厚生年金や共済年金を納めるということはありませんが、学生などは普通は国民年金に納めますよね。学生でも納めなければいけない。

そうすると、そういうときに、あなたは今所得がありませんので、例えば学生の場合は特例があります。そういう権利をマイ・ポータルを通じてお知らせすることもできる。あなたが20歳になったときに、あなたの所得情報と年金の権利について、こういう情報を出してもよろしいですかという了解を得て、それをやっておくと、年金と所得情報を連携させて、私の所得はこんなに低いので納められないと思ったら、減免という権利が行使できるんだなということが分かるわけです。

そういうことが分からないで納めていない人がかなりの人数いることが分かっていますので、そういういわゆる国民の年金権をどのように保障していくかというときに、この番号を使って、所得情報と年金の情報を連携させるということが非常に重要です。

もう1点。実は9ページのマイナンバーの主な利用範囲の中に、独立行政法人の日本学生支援機構が入っていますが、これはいわゆる奨学金です。私も奨学金をもらっていました。奨学金を返す、返さないで今大きな問題になっていますが、もちろんどこにいるか分からないという人もそうですが、それと同時に、所得が低過ぎて払えない。自分は今失業中だとか、あるいは低所得なんだと。そうしたらそれを延期したり、あるいは減免したり、そういうことも実は所得情報との連携でできるわけですよね。

だから、こういう番号制度を入れて、プライバシーの危険性はいろいろあるけれども、先ほど鈴木先生がおっしゃったように、メリットとして、単なる、あったほうがいいね、ではなくて、国民の非常に重要な権利が、この番号制度を通じて実現できるのだということをおはぜひ理解していただきたいと思います。そうすると、やはり、ああ、そのためには番号と番号を共通に結びつけておくことが必要ではないかということも理解をしていただけるのかなと思います。

もちろん先ほど言ったように、それを結びつけることによって、プライバシーの問題や情報漏えいの問題、いろいろな問題が起きる危険性はあるわけで、それはそれでまた、先ほど申し上げたように直さなければいけないのですが、そういうことを私は、今日は国民の皆様、県民の皆様に理解をしていただければと思っております。

北島：分かりました。

こちらでだんだん盛り上がってきて、そちらで冷めるということは非常に悪い循環にな

りますので、またマイ・ポータルとか、自分がアクセスしながら、その情報が何にどう使われているのか、自分にとってどうなのかという、その自分のアクションが、そういった制度をさらに向上させていくような形になるのか、ならないのか、そういったところはまだ議論の余地があるかと思いますが、これから皆さんにご意見を伺いたいと思います。

それで、手を挙げていただいて、できましたら結構ですが、お名前と所属、職業みたいなところを言っていただいてご発言願いたいと思います。たくさんの人にお聞きしたいので、なるべくご意見は短くして、わからなかったらまたもう一度手を挙げていただくようにしていただきたいと思います。

それでは早速入っていきたいと思います。それでは、皆さんの中でご意見のある方は挙手をお願いします。今すぐには当てませんけれども、とにかくあるという方、ありそうだなという方も手を挙げてください。

ああ、どんどん多くなりましたね。もう10人ぐらいになりそうで、非常にうれしいですけども、では、最後まで手を挙げていただいて、若い方からいきましょうか。はい、どうぞ。

(5) 参加者との質疑応答・意見交換（「国民対話」）

質問者①：済みません、公務員の●●と申します。マイナンバー制度が導入される前に、平成14年に住民票コードが導入されたと思います。そのときも今回のマイナンバー制度のような効果が期待されていたと思うのですが、何となくうまく活用されていなかった感があるんですね。

今回のマイナンバー制度が導入されるいろいろな効果とか、そのようなことを聞いていても、何でその住民票コードを活用できなかったのだろうという感が非常に強いんです。今の話を聞いていると、その住民票コードをシステムで活用すればよいようにもちょっと伺えるのですが、その住民票コードとマイナンバーはどう違ってくるのか、今マイナンバーも、住民票コードに基づいて、新しい形でつけていくと言っているのですが、何で住民票コードではだめだったのかというところを教えてくださいませんか。

北島：ありがとうございました。非常にいい質問だと思います。地方行政にとって、これまでにやってきたそういった住基ネット等がうまくいっていないのではないかと。それが今回新しい制度になって本当にうまくいくのか。これはごもっともな質問ではないかな

と。これはどうでしょうか、向井さんをお願いしますか。

向井：住民基本台帳法を入れるときに、いろいろ議論がありまして、訴訟もいっぱい起こったわけです。それで、もともと法律上は、いろいろなところに使えると、現時点でも書いてありますけれども、結果としてまだこれまで使ってこなかったということはございます。

今回のマイナンバー制度は、逆に言うと、住民票コードのときにできた、まさに住民個人と住民票をつなげる効果、それを使いまして別の番号を振り出したと。なぜ別の番号を振り出したかという最大の理由は、マイナンバーは税の分野に使用しますので、他人に知られ得る番号、例えば税の源泉徴収ですと、自分のマイナンバーを会社の人事部に出して、それから人事部から税務署にそういう調書が行くというふうになりますので、他人に知られ得る番号になると。

そういうときに、その他人に知られ得る番号を住民票コードでやってしまいますと、この手の紐付けする番号、住民票コードの部分が全部他人に知られ得る番号になりますので、そういう意味では、セキュリティの問題から必ずしもどうかという話があった。

それで情報を連携する、紐付けするときは住民票コードを変換した符号を使うという、まさに情報を連携する場面と、対面でマイナンバーを使っていく場面とに番号を分けたということでございます。

したがって、基本的な税とか、そういう手続の流れはマイナンバーを使っていく、一方でバックオフィスの連携については、マイナンバーではなくて住民票コードを変換した符号でやっていく。そうすることによって、情報連携の部分を遮断できると考えております。

北島：ありがとうございます。

よろしいでしょうか。なかなか納得できない部分はあると思いますが、また後に回しましょう。それでは、どうぞ。

質問者②：●●と申します。よろしく申し上げます。マイナンバー法案ということですがけれども、頼んでもいないのに写真つきのICカードが送られてくる、これはやはり国による総背番号制度だと僕は思うんですよ。

今のお話を聞きますと、社会保障の個人勘定であるとか、医療、介護、福祉の上限を設定と。今の自助を進める政府にこれが利用されると、あなたの社会保障はここまでですよと、そういう社会保障給付を抑制する道具になるのではないかと、ここを心配するんですね。

先ほど弁護士の方がおっしゃいましたけれども、大金持ちの方はそれと関係なしに、非常に低い税金負担で済んでいると、やはりこういう点も含めると、このまま政府にこの総背番号制度などを与えてよいのかと心配します。以上です。

北島：非常に率直なご意見で、社会保障制度を充実するためにやるものが、抑制するのではないかというところですね。これは峰崎さんにお聞きしましょうか。

峰崎：ご指摘の点は、会場からよく出てくる質問ですが、社会保障というものは、やはり国民みんなが連帯して支え合っていく制度なんです。そのためには財源が要る。その財源をどう調達するかというときに、税でやる場合、保険料でやる場合、それから自分の私的なお金でやる場合とがある。

私どもは、私個人はと申し上げたほうがよいと思うのですが、格差社会を防ぎ、そして国民の生活が将来安心できるためにはやはり社会保障を充実させていくことが必要だろうと考えています。

だから、いろいろなことを言っているのは、これからは財源がそう豊かにあるわけではなく、消費税を引き上げたとしても、日本の財政は税収もまだまだ相当厳しいですから、そういう中で一人一人にきめ細かく社会保障の給付ができるようにしなければならない。そういう意味では、やはり本当にピンポイントで、この人は非常に低所得で困っているなということがきちんとつかめなければいけませんから、そういう観点から、この皆さん方の個人の所得情報は非常に重要になってくるのではないかと。

実は先ほど水永弁護士さんがおっしゃられた、金融所得が分離課税になっているがゆえに非常に不公平になっているという問題。これは我々も全くそう思っていますから、そうすると、この番号を入れて、いわゆる自分たちの利息に対して、自分の銀行に預けているものの利息がどれだけあるかという情報が分からないと、本当の意味でのフローの所得も分からない。

やがて最終的にはストックというか資産の問題にも、やはりメスを入れるべきだという

考え方を持っている税理士さんなどもおられますので、私たちはそういったことをきちっと見て、やはり所得の低い人、あるいは資産をあまりお持ちでない方々に、的確になけなしの国の財政や保険の適用が十分できるようにしていくためには不可欠なんですよと主張しているのであって、何か社会保障を抑えつけるためにこの制度を入れるなどということを考えているわけでは毛頭ありません。

もちろん中には、番号を使って抑えてやろうという人たちが出るかもしれませんが、そういうときは皆さん方が選挙のときに、社会保障を重視しない政党を選ぶか選ばないかという選択の問題が非常に大きいと思いますので、そこはぜひ理解をしていただければと思っています。

北島：よろしいですか、なかなか難しい部分で、理解できますかね。

では、一番後ろの方、お願いします。

質問者③：無職の●●です。先ほどプッシュ型サービスというすばらしい考えが出たと思うんですけども、ただ、これを取るほうへするのでなしに、もらうほうと言うか、結局社会保障全般、いわゆる失業保険も含めて、年金とか失業保険とか、いろいろ所得保障があると思うのですが、こういうものも含めて、そういう人にも、今はどちらかと言うと、請求しない者にはやらないという考え方ですけども、請求しなくても、あなたはその資格者ですよということへも対象にしていadakいたいと思うんです。以上です。

北島：どうですか、峰崎さん、もう一回。

峰崎：これは私がお答えしますが、まさにそういうことで、先ほど事例として挙げたことは、今一番困っている国民年金の未納、未加入問題を解決するにはそういう方法がありますよと言いました。

ですから、当然、失業保険とか、様々な保険、社会保障給付に対して、こういう権利がありますよと言えればいいのですが、機械的に一律にポーンと皆さん方に送ると、こんなことまで全部一々やってもらっても困るなという人がいると思われまますので、やはり私は、個人の人たちが、こういう所得情報とこういうことを結びつけてやってもらいたいということのを了承してもらおうプロセスが要るのではないかと考えています。

これは、ある意味では法的にきちんと、どういう形でやれるかは別にして、今申し上げたようにプッシュ型のサービスを、今までの申請主義という、社会保障にある1つのやり方から大きく転換していくという作業をしっかりとやらなければいけない。そのツールがこの番号制度だと理解しておいていただければと思いますので、しっかり承りたいと思います。

北島：負担と便益と言いますか、そこに公平性がどこまであるのかということと、ただ、国民が便益を受けるだけでなく、どういうアクションが必要になっていくのか、そこも含めて能動的な形にしていけないと、この仕組みはうまくいかないぞというような感じもちょっとしてきましたね。

それでは、そちらの方、お願いします。

質問者④：●●と言います。無職です。先ほどからお聞きしていると、推進される方は2人、団体として基本的に推進というところがお3人、そしてお1人が非常に警戒しておられる水永弁護士さんですか。実は私も心配していることが多くありますので、ここに発言させていただきます。

プッシュ型ということは、住所がわかればそこへ連絡できるよと。それから効率化ということでは、ある1つの例で、けたは違うかもしれませんが、韓国では9,000人が日本だったら2万人だかの効率化になりますよと、そんな話がありました。

ここらを進めることは非常に難しいという点はあると思いますが、例えばその2万人はいろいろなもの的一部分ですけれども、いろいろになっていくと、日本の人口はそれだけ要らなくなる。要らなくなったら家から離れて、どこか県外あるいは都会で路上生活をして住所も言えない。そんなところへ、私はどういうナンバーで、あるいはプッシュ型をしてもらえるんだということも、とてもできないわけです。

恐ろしいのは、マイナンバーという全部に共通する番号を入れてしまう。それは民間利用、それから政府のいろいろな機関、自治体利用、それぞれ例えばファイルが違うにしても、そのナンバーを入れるということですが、その入っている場所がわかれば、そのファイルごとに、どこにどういう情報があるかはすぐわかるので、それをスパイのようにとれば、国内でしたら罰則が適用できますけれども、外国でしたら、それを取り込んで商業利用する。あるいは、端的に言うと、日本人の生活が追い込まれてできなくなる、そういう

ところへ動いていってしまうということがあり得ると思います。

端的に言うと、最近、TPPでアメリカは医療と商業の何かを自由化することを含むというのが今の段階ですが、そのようにいったん制度としてマイナンバーが入りますと、便利だからということだけでだんだん全部の各部署が入れます。企業にしても入れます。さっきお話があったように、人事考課にも入ります。

そういうことを通じてどこへでも広がって行って、それを外国から1つ1つのファイルレイアウトを確認しながらとれば、それで日本の生命保険加入状況、人、どういう配置、あるいはその親族関係がつながって行って、保険は全然関係ありませんが、保険関係では商品と言いますが、どういうものにしたら日本の保険を攻めて金を集められるかということにまでつながって、日本の保険会社は沈没します。

そういうことで非常に危険性があるので、水永弁護士さんがおっしゃったように、なぜ今しなければならんかと。危険なことをするよりは、むしろ効率が悪くても、それだけ働く場が多ければ、バブル時代と違って給料が安くなってでも我慢するという昔の生活になっても、日本が存続していけるほうがよいと。

そういうことから、先ほどの非常に心配事があるというほうに賛成した立場で発言させていただきました。

北島：●●さん、ありがとうございました。●●さん、弊社のほうに丁寧なお手紙をいただきましてありがとうございました。本当に真剣にお考えになっているというようなことは今のお話からも感じました。

それではお2人に伺いたい。まず水永さん、今のお話、海外からの侵入、不正使用、こういったことの心配も出てきました。どうでしょうかね。

水永：それは大いにあると思うんですよね。要するにマイナンバー制というものはネットワーク化が前提のシステムですから、至るところにデータベースができてきますから。最近も政府の厳格なセキュリティを持ったところですら、各種侵入事件に遭っているわけですから、これが将来的にマイナンバー付きのデータベースがアタックされた場合は、数百万とか数千万人単位でごっそりとデータが抜かれてしまうという可能性もあるわけですね。

これは別に弁護士会だけが心配しているわけではなくて、例えば慶應大学の新保先生な

ども、推進する立場だけれども、そういう問題についてはきちんと対処しないといけないということはおっしゃっていましたので、これは推進する立場でも、最も考えないといけない問題だと思えます。

北島：ありがとうございました。

どうでしょうかね、政府の方以外でどなたかご意見はないですか。では、向井さんか峰崎さん、お願いします。

向井：2つあると思えます。1つは、マイナンバーをどこまで共通化するかという話、それからデータベースの話です。そして、先ほども申しましたように医療の健康情報は別の医療IDでやっていこうとして、検討する方向になっていくと思えます。

したがって、そういう意味で必ずしもマイナンバーをすべての共通番号にするという方向ではない、私はむしろそうすべきでないと思っています。

それから、民間利用と言う場合の民間利用もいろいろなパターンがあって、現時点では、いわゆる純粋な民間利用は認めておりませんが、税の分野あるいは社会保障、特に社会保険の分野においては、例えば民間が源泉徴収している、あるいは保険料の特別徴収をしている、その場面において番号が伝わるという意味においては、番号は使われると。

それから医療でも金銭情報、医療費がどれぐらいかかったかという話は医療機関を通りますので、医療機関が番号を持ち得る可能性もまだ否定されてはいないと。

そういう意味で、現時点の法案でも民間は番号を持ちます。一方で経団連とか民間の方が民間利用させてほしいと言う場合には、いろいろなパターンがあって、例えば住所情報を追跡したい。経団連の資料に極めて詳細にいろいろなパターンが書かれております。

あるいは顧客情報として使えるかどうかという問題。その中で、例えばヤフーとかグーグルの顧客情報としてマイナンバーが使われる可能性は、私はないと思っています。

一方で、準公的な機関、例えばガスとか電気とかについては使われる可能性はあると思っていて、これが使われると引越し時の手続きのワンストップ化がかなりうまくいくと。ただ、その場合、マイナンバーを直接使うのか、それとも別の番号を使って何らかの形でやるのかは、まだ検討の余地はあるだろうと思っています。

それからもう1つ、データベースの問題は、今、いろいろな技術が進んでおります。一応私どもの資料にマイナンバーをデータベースに入れるとありますけれども、当然、暗号

化されています。また、別にその同じデータベースに入れる必要はなくて、別のデータにマイナンバーと暗号化された別の番号との対照表を持っておけば、別にそのデータベースにマイナンバーを入れる必要はないので、いろいろな手段はあります。それはどういう形であるかは別にして、確実にそういうできるだけセキュリティはとりたいと思っているということでございます。

それから、さらにもっと重要な情報につきましては、データそのものを分散化して管理するという方法もあって、現在幾つかの分野においてはそういうものも使われているということもあります。

そういう意味で、単純にデータにちょっとアクセスすればマイナンバーが見える形で入っていて、マイナンバーで芋づる式に出るというふうなものではないということは理解していただきたいと思います。

北島：ありがとうございます。

今お聞きしますと、この制度設計、詳細設計はなかなかこれからの部分もあるのではないかと、そのためにも皆さんのいろいろな心配、懸念といったことを具体的にぶつけていただく、そこで鍛えられた制度になっていくということではないかと思っています。

それでは、続いていきましょう。女性、初めて、どうぞ。

質問者⑤：IT企業の勤める●●と申します。2つお聞きしたいのですが、1つは、IT企業におりながら言っていますけれども、マイ・ポータルということでインターネットを介しての情報を自分で利用するということになるかと思うのですが、IT難民と言ったらよいのか、パソコンを持たないような年代の人などの利便性をどう担保するのかということをお聞きしたい。

それからもう1つは、昨年、私の息子が20歳の誕生日を迎えたのですが、誕生日の前に国民年金の納付書が届きました。先ほどプッシュ型サービスということをおっしゃっておられましたけれども、納付しなさいという通知は一斉に参りますけれども、やはりマイナンバーを入れれば申請しなくても通知しますよということがどうして今できないのか、マイナンバーを入れるからこそできるという理由がちょっと理解できないので、その辺をもう一度お願いしたいと思います。

北島：大変にいい質問をありがとうございます。特に2番目の、このマイナンバーを導入しなくてもというようなことですが、私も思いますのは、この年金制度は、今いろいろ問題があるから、このマイナンバー制度を導入してやりましょうということも、ある意味、年金制度が何でだめになったのか、そこらの設計も国側にどこか落ち度、責任があるのではないかとというようなところもちょっと考えたりします。

これは余談ですが、2点いただきました。マイ・ポータルが出てきましたね。これの利便性をどう確保していくのかと、2点目ですね。では、お2人に1つずつ、短くお願いします。

峰崎：前者のIT難民のほうは向井さんをお願いします。

マイナンバーを入れたらできるのかということですが、要するに今までの申請主義で行くと、実は、かつて大阪の社会保険事務所の職員が納付率を上げるために、所得データを持ってきて、この人は低所得だから減免だ、この人は4分の3免除だというようなことを勝手にやったんですね。それを一方的にやったら法律違反になってしまった。なぜか。申請主義に基づく法律だったからです。だから、やはりその法律を変えなければいけないですね。

ですから、マイ・ポータルを入れると同時に、所得情報と年金情報との連携を、そこで申請主義から、必要があれば個人に対して役所の側から、あなたはこういう制度が利用できますよというお知らせをするような形に変えていかなければならない。

しかし、利用できますよというお知らせを受け取るために、やはりきちんと登録しなければいけませんから、その手続はもちろんとっていただかなければいけないのですが。多分そういう手続きを、そういう低所得の人とか失業した人とかは、もうどうしていいかわからなくなってしまって納められないということで終わってしまっていることが多いですね。ですから、そうならないように年金など、権利としての社会保障のところは、プッシュ型サービスの仕組みをこの番号制度の中で進めていくということが非常に重要ではないかということで申し上げたわけです。

向井：もちろんコンピュータを持たない方はおられます。それでいろいろな手段を考えますが、そこで代理というものが出てくるわけで、基本的に通常の情報公開は法定代理人だけですけれども、今回は任意代理人も可能にしております。

したがいまして、例えば高齢者の方が自分の息子さんなりを代理人にして、それを見ていただく、あるいはもっと、施設などに入られている方ですと、信頼できる施設の方を代理人にして見ていただくという手段が1つあるかと思っております。

それから、これについてはいろいろなアイデアを言う人がいまして、郵便局で見られるようにすればよいと言う議員の先生もいれば、市町村の窓口で見られるようにすればよいではないかと言う方もおられます。これについてはいろいろなアイデアを参照しながら見ていきたいと思いますが、一方で成りすましなどは最も起こりやすいところですので、やはりその危険性も考えていかなければいけないと思っております。

北島：よろしいでしょうかね。まだ半分ですね。また後でお願いします。

そのほかの方、はい、では……。

質問者⑥：無職の●●と申します。今日参加させてもらったのは、実は最近新聞を見ると、消費税とあわせてマイナンバーということがよく出されまして、鈴木先生のプリントの1枚目に書いてありますけれども、何か消費税を入れると逆進性があるから、マイナンバー制度でお金を返す、そういうことを何か国民に刷り込むためにやっているのかなという感じがして聞きにきました。

今日聞いて、ちょっとそれ以上にびっくりしましたのは、余りにもみんなあやふやではないかと。というのは、さっきこのマイナンバーを入れて、例えば向井さんから、これからより精密な社会保障や税制が作られる可能性があるとか、費用についても先生方はそれぞれいろいろな言い方をしている。

はっきり言って、将来こういう形があって、それまでに段階的にこうやっていくのだ、お金はこのくらいかかるのだと。一回制度を作って、あとは無制限にお金をつぎ込んでいくということは、まあ、言うては悪いけれども、今までの政府の悪口を言うわけではないけれども、私は何かそういう方向があったのではないかという感じがしています。

だから、やはりそのかかる経費があっても、ある程度もうここまで来て、あとは、もう余りかかり過ぎるから、撤退することも大事だと思いますし、もう少し明確に、このラインまでこのくらいの経費ということははっきりしてほしいなという感じが1つします。

2つ目は、やはりプライバシーの問題だと思います。いろいろお話を聞いておりまして、ここには国自身も、そこは非常に不安がっているわけでありまして、そういう意味で

は、そういうもので個人の財産なり、あるいは精神的なものが奪われた場合、悪いけれども、これは国が金銭的を含めて補償するようなこともきちんと明確にしてほしいなど。

例えば原発の事故があっても、それぞれ東京電力さんやら国は責任を持ってある程度やっていると思いますけれども、しかし、本当に最後まできちんと面倒を見ているかと思うと、ちょっと私は疑念を感じております。

一体国は情報が漏れたときに、先ほど峰崎さんから職員がちょっとのぞき見をしたという話がありましたけれども、これは職員も悪いけれども、将来こういう制度が入ってきたら、国全体が悪い方向にしようと思ったら、幾らでも行けるのではないかと思います。

そういう意味では、私はこういう制度は性善説でなくして、性悪説のもとに立って物事を進めていってもらわないと、ちょっと将来に対する不安があると思いますし、とりわけ医療の問題などは別とおっしゃいましたので、ちょっと安心しているのですけれども、よそから見れば、こんな病気くらいと思うことでも、やはり本人にとってみれば、人に言えないようないろいろな形があると思います。

そういう意味では、経団連の方の資料の中で、何か本人医療データの蓄積・利用の中で、厳格なデータベースという書き込みがしてありますけれども、やはり本当にここまでいったらよいのかどうかということも含めて、私はいろいろな議論がもっとも必要ではないかと。

早く国会で通すべきという話があるようでありますけれども、私は、今まで僕たちもこういうことを余りよく知らなかったことも悪かったのですけれども、やはりこれを契機に、政府はこの問題について、もっと国民的に議論をすることを進めてほしいなど。

そして、それぞれが持つ不安も解消してほしいし、例えば所得の把握についても100%できないと。私は40年サラリーマンをして、今10年間年金生活ですから、50年間は100%所得の把握はされてきたと思います。せいぜいちょっとマージャンでもうかった金くらいが申告していないだけで、あとは全部わかっていると思います。

そういう意味では、やはり多くの方がきちんと申告をしているわけですから、そういうものは漏れないように、所得も把握できるようなことも、これはちょっと難しいと書いてありましたけれども、やはり指向してほしいなど。そういうものがあって初めて、私どもは信頼をして、少し政府にいろいろなことを委ねていくのではないかなと思っております。

今日のこのシンポジウムも、私も福井新聞で2回ほど広告を見て、いつまでに申し込ま

んとあかんと書いてあったので、これは行かれないなと思ったら、2、3日前に会場へ来てもらったら結構ですと書いてあったので、これはやはり人の集まりが悪いのかなと思いながら、実は今日来たわけでありませけれども、そういうふうに、やはりまだまだ無関心の部分が多いと思います。

私は、早急に法律を通すのではなくして、ぜひひとつあやふやな部分はもう少し幾つか明確にして、法律を通していただきたいという気持ちでいっぱいあります。以上であります。

北島：実に根本的なご意見をいただいたかなと思っています。あやふやであると。この制度設計で、確かにまだこれからルールを敷いて、そこからどのような形で乗せていくかという、ちょっとルール論も出ていますけれども、鈴木先生、この将来像を含めて見えな、ターゲットがはっきりしない中で、あれもこれもできるんじゃないかみたいな、こういった不安は確かにあるのではないですかね。

鈴木：そうですね、先ほどお話があった所得の把握の問題だと思うのですが、これはいわゆる税の分野ではクロヨンというような話が出てくると思うのですが、このクロヨンの話は、これではほとんど解決はできないと私は思っているんですね。

サラリーマンは、やはり所得をほぼ100%把握されてしまいますし、そのヨン、自営業の方が経費にどのくらい使っていて、自家用車と会社の車をどのように使い分けるのかというような話になってくると、そこまでの把握はできないと思いますよね。

むしろ私はこれで、これまで以上に効果が出てくるものは金融所得だと思うんですね。資産の把握というところが、やはりこの番号制度で、所得の把握の精度は増すのではないかと考えています。

ですから、このマイナンバー制度ですべてが解決するというような問題ではなくて、とりあえずやってみて、私はこの今政府がやろうとしていることを、税と社会保障と防災の分野と言っていますけれども、やはりこのぐらいに限定して、初めからすべてやるのではなくて、このような状況から徐々に進めていくという今の政府のやり方は、私としては評価したいと、私は個人的には思っています。

ですが、先ほど医療のほうを、私も医療のほうをよく研究したりするのですが、今までの病歴とか、どのような投薬がされてきたとかいう話が個人情報としてそのまま流れてし

まうというようなことになると、やはり非常に心配だということはあると思いますので、研究などに使う場合は、基本的にはデータはすべてが匿名で使われるようになると思いますけれども、病歴その他について急に話を進めるということは、私はまだやめたほうがよいと思っています。

民間利用のほうも、だめだと言うことはやめたほうがいいですけれども、禁止はだめだけれども、どんどん進めていくのではなく、ある程度はとどめるべきだと私は思います。だから、徐々に進めていけばよいのではないかと個人的には思っています。

北島：ありがとうございます。すべてができているということより、徐々に進めていく中で、改善しながら、さらに強化していく。これはあらゆるシステムに言えることではないかと思いますが、●●さんのご意見に対して、どなたかもう一人答えていただけませんかでしょうか。

はい、遠藤さん、お願いします。

遠藤：要するに、これは初めてやることですから、最初からかなり具体的に、それも遠くまで見通してということは大変難しいことです。要するに非常に大きな開発をするということになるわけです。

我々民間の企業などですと、やはりそういうものに一番最初から物すごいお金をかけて大規模にやるということは、まずやりません。結局、製品などだったら試作ということですから。そして、そこでいろいろなテスト、実験をしてみて、あっ、もうちょっとこうしなければいけないとか、こっち側は要らなかったとか、そういうことを見出して、次にまた進んでいくということをするわけですが、私は、多分この件に関しては、やはりそういうことなのではないかと考えています。

特にマイナンバーをどこまで使うかという最初の段階のときに、経団連は何しろ、早く民間でも使わせてくださいよということを提案の中に入れていたのですが、政府のほうは社会保障と税のところにもまず限って、それも全部ではなくて限定して、第6条、別表第1にあるような形で進めようではないかと言われて、確かにそう言われればそうだなということでもあります。

それからもう1つ、例えば先ほどご指摘を受けた私の資料の5ページの「本人医療データの蓄積・利用」ですが、これは本人の了解のもとにということがまず大前提になってい

ます。

それからもう1つ、今、鈴木先生からもありましたけれども、かつ、本人の了解とともに、大規模にそれを活用するというときには匿名化をして、だれのデータだか分からないようにする、だけど一人一人のデータであることは間違いないと、そういうことがわかると、こんな投薬をしてきた人が、次にこういう投薬をしたら、えらく問題が起こってしまったとか、そういうことがわかるだけでも、次のいろいろな人への物すごく改善した投薬のやり方が生まれてくるということになるわけです。それも1つの活用の方法ではないのかと私は思っています。

質問者⑥：お願いしておきたいことは、これがスタートラインですから、こう行くわけですが、やったことのないことをずっとやるというわけですがけれども、ただ、今までにいろいろな経過を見ていると、一回手をつけると、ただ単に膨張していくだけで、やはりどこかでこれはおかしいと思ったら、政府を含めて、ある部分で撤退をしていくということもぜひ考えていただきたいと。

これはこういう制度を作りました。これもできます、これもできます、あらゆる分野に広がって行って、もう收拾がつかないという状況ではなくして、では今、税、社会保障、災害、この3つから始めました、また幾つか入りますと。しかし、これはやってみただけけれども、今のお話のとおり、これはだめだった場合に、やはり撤退をするというようなことも政府としては考えていただきたいと。

どうも今までの行政の進め方を見ると、一回手をつけると、官僚は間違いがないという基本のもとに、いろいろな国の行政をやっているようでありますから、私はやはり、間違いか、あるいはおかしいと思った場合に、どこかの部分で撤退をしていくということも、しっかりとこの中で確認をしておいていただかないと、ただむやみやたらに、あの仕事、この仕事と増えていくと。

先ほど幾つかお話がありましたけれども、何百の仕事のうち、例えば外務省のパスポートもやめたという話もありましたけれども、そんなことがあって、やはりいろいろなことをやめるという決断も、私はどこかできちんと確認をしていただきたいと思うわけであります。

北島：●●さん、ありがとうございます。今のご意見は、また皆さんに最後に一言ずつ言

っていただく中で、必ず向井さん、峰崎さん、言っていただきたいと思いますが、あと、そのほかにご意見のある方はお1人ですか。

それでは、ちょっともう時間も来ていますので、必ずお聞きしますけれども、ご意見を伺う中で、またご意見がありましたらお願いします。

しかし、ちょっと時間の関係、列車の関係で遠藤さんがご退出されることになります。それでは、今のご意見でよろしいですか。最後に一言だけ、はい。

遠藤：済みません、勝手なことを申し上げてまことに申しわけないのですが、20分にここを出なければいけないものですから。

今日の話の私なりのまとめというのは、最後にご質問いただいたことに対してもちょっと答えましたけれども、今までやっていないこと、特にやっていないことというのは、府省庁の別々、ばらばらなところをできるだけ統合するようなことによって行政のコストを安くする、国民・企業へのサービスをよくするという、それから地方と中央の連携を高めるということによって、さらにいろいろな社会インフラコストの低減と、それから国民・企業へのサービスをよりよくすることです。プッシュ型などはその1つになるわけですが、そういう壮大なトライアルをこれからやろうということなのでありまして、やはり千里の道も一歩から千里の堤防もアリの一穴からでございますので、ちょっとずつやっていくしかないと考えております。

ほかの会場でも私は申し上げていますが、小さく産んで大きく育てると。そのためには、心配事ばかり並べてやめようと言うのではなくて、心配事は、そのうまくやるための建設的な意見であると受けとめて進めるべきではないかと考えております。

北島：どうもありがとうございました。パネリストの都合で申しわけございません。では、遠藤さんは退出されます。

どうもありがとうございました。どうぞお気をつけてお帰りください。

遠藤：済みません。

北島：大変申しわけございません、議論が活発に出ていまして、大変うれしく思っています。もう少し時間をいただいてよろしいでしょうかね。済みません、どうしても都合がお

ありの方はお帰り願って結構ですけども、それでは、まだご意見がありますので、では、お願いします。

質問者⑦：済みません、●●と申します。公立病院の医師をしております外科医です。先ほどから医療の問題が出ておりました。私は、がん検診とがん医療に携わっておりまして、このマイナンバーがそれに非常に役に立つのではないかと考えて今日、参加させていただきました。

ただ、伺っておりますと、ちょっとそこまではまだまだだという話もありましたし、それよりも何よりも、やはり先ほどもございました、余りにも内容が漠然とし過ぎている。水永先生は目的を議論してと。これは目的が決まっていないんですね。

具体的な目的が何も分からない。あれもできますよ、これもできますよ。具体的な目標がないのにシステムを作ろうということは非常に難しいのではないかと、今感じました。やはり目標をしっかりと設定してPDCAを回すという基本を守っていかないと、これはなかなか、まだ難しいのではないかなど。

そういうことで、今いろいろなことができると思うのですが、その中ではっきりと第一にやりたいこと、第二にやりたいこと、そしてこんなことも、こんなこともできるだろうというような優先順位になり、やはりそういう目標をしっかりと決めて、国民に示して、その上で方法論をもう一度議論していただくということが必要ではないかと考えました。

医療とか健診分野にもぜひ利用できることを私は願っております。以上です。

北島：●●さん、大変いいご意見だったと。これは国がこういった制度を作る場合に、はっきりわかりやすくという中に、やはり国民にシンプルに伝えないと、あれもこれもというふうな、ちょっと考え方の齟齬ができるのではないかと思いますけれども、向井さんですかね。もう端的に、この目的が分からないということは非常に困るのですけれども、今のご意見はどうでしょうか。

向井：まず、今おっしゃるような印象を持たれる最大の原因は、この話は、今法律に書いてあることと、将来法律改正ができることをごっちゃに議論する傾向にあって、これは私どもも悪いのですが、それで現在法律に書かれていることは、税・社会保障の分野で番号を入れて情報を連携します、その税の分野については現にある調書ですと。

それで何ができるかと言いますと、まず税の分野では完全に名寄せができます。その結果として課税の正確さはかなり向上するとは思いますが、当然完璧にはまだほど遠い状態です。

では、将来はどうかと。将来は、例えば、これはもうすぐに議論があると思いますが、預金通帳に番号を入れて管理するという話が必ず出てきます。これは諸外国でほとんど皆やっていますけれども、それをやりますと、税務調査のときに預金がどれだけあるかわかってしまいます。したがって、隠し預金は一切できなくなります。

したがって、現金商売以外の取引は、税務調査に行けば全部把握できます。そうすると、その牽制効果は物すごく大きいのではないかと。そこまでいけば多分クロヨンという問題は、あと残る問題は現金商売の「抜き」と、あと経費の問題になります。

どこまで行っても、韓国でもなかなか捕まらない、分からないというものは経費の問題でして、例えば食事したものが、自分たちが家族で食事したのか、事業の経費として食事したのか、交際費なのかということは、まず絶対に、どうしても分からないと。

それで、ここの部分はわかりませんが、一方で給与所得には給与所得控除がございます。したがって、給与所得控除の部分とその部分が、国民の皆様が、まあ大体合っているなというぐらいの公平性までいけば、私はよいのではないかと考えています。それが今できることと将来できること。

それから社会保障の分野でいきますと、現在でもいろいろな社会保障の分野で、低所得者に対してはいろいろな給付があったり、保険料の減免がございます。

そうした中で、現在は所得証明と、住所は住民票を持ってこいというのは普通ですけれども、これらが省略できるし、コンピュータが使える方はパソコンでできてしまう。そういう利便性は向上すると思います。

ただ一方で現在は、そういう所得証明などは、基本的に低所得者を何で把握しているかという、住民税の非課税で把握しているものが圧倒的に多いと。そして住民税の非課税も、所得割非課税と頭割非課税と大体2段階になっていると。これがほとんどの構造です。

その理由は、そうしないと処理できないから。逆にそういう低所得者の所得を段階的に把握して、それを情報連携することによって、さらなるきめ細かな制度ができるということはあるかと思えます。

だから、現在、社会保障、税の分野でできることのうちの、社会保障のところでは、か

なりのところでバックオフィス連携ができることによって手続が簡素化されることと行政が効率化されていること。

そして将来できることは、逆にそういうことを利用して、現在ある低所得者対策、低所得者対策の給付をよりきめ細かくすること、それからより総合的に使えること。より総合的には、現在、いろいろな給付が縦割りでできていますけれども、それらを総合的な給付として持っていき、こっちを使えばこっちができないとか、そういうものが選択できたりするような、そういう制度設計が可能になること、これが社会保障の分野での将来のことだろうと思います。

北島：では、水永さん。

水永：ちょっと、あれもできる、これもできるということに関して1点述べたいのですが、まずこの番号制というものは、先ほど経団連の方が初めてやることと言いましたけれども、住民票コードでまず1回失敗しているということの反省が全然できていないということは1つあると思うんですね。

それともう1つおっしゃっていたのは、こういう投棄をやった人はこういう結果になっていることが分かるということに関しては、既にもうナショナルレセプトデータベースというものは作っているんです。そういうことも単独の番号でやっているにもかかわらず、なぜ共通番号でやらないといけないのかという問題についてのきちんとした検証がなされていないということが1つ。

それからプッシュ型サービスについて、ちょっとぜひ政府の方にお答えいただきたいのですが、私からの質問ですが、プッシュ型サービスだったら、例えば今、生活保護世帯よりも低い収入の勤労者世帯は幾らでもいるわけですよ。この人たちにも、あなたたちは生活保護を受けられますよということを全部プッシュ型サービスでやるんですかね。そういうことをちょっと考えていただきたいなということを思っていること。

ついでにもう一点だけ言わせていただくと、先ほどIT弱者とかという問題が出ておりましたけれども、一番社会福祉が必要な人は、住民票がないホームレスの人たちなどですよ。こういう人たちについてはどうやるかということ、やはり地方自治体がきちんと持っている情報でやらざるを得ないと思うんですよ。

地方自治体はいろいろな情報を一番身近で持っている、しかも低所得者の所得情報など

も持っているとか、家族情報も持っているわけですから、地方自治体にもっと権限を与え
るということをきちんと考えるほうが、私は効率的ではないかと思えます。

あと一点だけ。社会保障個人会計について先ほど心配された声が出ましたけれども、社
会保障個人会計というものは、結構福祉関係者の人は心配しているわけですよ。ですか
ら、これはどういう政治勢力を選択するかという問題ではなくて、負担の範囲内での給付
というふうな社会保障個人会計には使わないのだということを明確に方針化することはで
きないのか。そうすれば福祉関係の方は結構安心して、この制度に賛成できる面はあると
思うんです。そういうことを考えていただきたいと思えます。

北島：ありがとうございます。

今お答えいただきますけれども、ほかにご意見はございませんか。それでは、皆様から
のご意見はこれで閉じさせていただいて、今の水永先生のご質問に対して、また端的にひ
とつお願いします。

峰崎：先ほどの、住民票コードは失敗だったではないかというご意見について。実は私は
国会議員をやっていたときに、この住民票コードについては反対したんです。なぜか。私
の反対理由は、納税者番号に使えないのだったら使う必要はないではないかということで
私個人は反対したんですね。

だけど、そのときはプライバシーだとかいろいろなほかの理由で、今、名古屋の市長を
やっている人が一番先頭に立って反対して、結果的に民主党はそのときに住基コードにつ
いては反対した。

しかし、その後、あの消えた年金記録問題が発生しました。あるいは、2008年3月6日
の住基ネットの訴訟において、最高裁合憲判決で様々な条件をつければいいよという判断
がありましたので、それに我々はきちんと対応していこうと考えております。

そういう意味で、今、例えば基礎年金番号は、ようやく住民票コードと連動して使える
ようになって効果を上げていますし、ほかにもパスポートの関係も住基コードを使ってい
ます。この住基コード利用に伴う効果は、定量的にも定性的にも、ある程度上がっている
と私は聞いております。

ただし、これは今住民票コードをどうしようと言うのではなくて、これは番号制度に転
換をしていきますので、そこは変わってまいります。

それから、生活保護以下の低所得の人がいるではないか。それを全部生活保護に該当するのですか、プッシュ型サービスで生活保護の情報を与えるのですかということについては、生活保護には様々な基準がございますから、それに応じて、例えば生活保護を受けられる基準をお知らせするという形で、権利としては、情報が与えられるようにするべきだろうと思います。

ただし、実際問題この生活保護というものに関しては、例の親族の扶養義務だとか、あるいは資産をどれだけしか持つてはいけないとか、いろいろな基準みたいなものがありますから、そういう意味で最低生活、もうこれがなければ命がなくなってしまいますよという意味での、生活保護というものを受けられる基準の問題と、それから一般的な低所得に対してはどういう対応をしなければいけないのかということは、これはもうちょっと対応していかなければいけない。よく湯浅誠さんがおっしゃるように、日本は失業して失業保険が切れてしまったら、ドーンとすべり台のように生活保護以外にないのだとおっしゃっていました。

そこで、今の政府は、その中間のところで、失業保険が切れても、いわゆる求職活動をし、そしてそのための訓練を受けるときには月10万円のお金を出しますよという形への転換を図ろうとしていますよね。

ですから、そういう形でなるべく生活保護に陥らないようにどうするかというための努力は、もう一方で進めなければいけないけれども、先ほど冒頭に申し上げたように、生活保護はどういうときに受けられますよといったような条件については、必要な方が、プッシュ型の情報を受け取ることができるようにするべきだろうと思っています。

それから、ちょっと地方自治体に権限を与えるという課題が多いのではないかということについて、私も自治労という労働組合にいたこともあるので、それはもう基本的には賛成ですが、歳入庁の議論をしているときに非常に驚いたことには、実は国税庁は500万円以下の所得の人の情報は要らないんです。それから、地方自治体は80万円以下の所得の人の情報は、幾ら上がってきても、これは使わない、要らないんです。

要するに、自分たちが徴税をするために必要な情報だけが必要だと。そうすると、80万円以下の情報は、中央省庁、地方を入れて、だれがそのデータをきちんと把握して、低所得者がどこにいるのかを国としてつかんでいるというところがあまりないということが非常にはっきりしたんですよね。

ですから、そういう意味で私は、先ほど向井さんが言ったように、低所得と言うときに

は住民税非課税世帯以下だというふうになっていますけれども、さあ、その人たちがどれだけのフローの所得を持ち、その人たちがどれだけのストック、すなわち資産を持っておられるのか、こういうことをきちんと把握しないと、本当の低所得者層はなかなかつかみにくいのだと思います。

そういう意味で、将来的にはそういうことがきちんとつかめるように、私個人は番号制度を入れて、その資料情報の扱いも今後検討していく必要がある点ではないかと思っております。

それから、負担と給付の関係は、先ほどおっしゃった点ですが、個人会計というものが、どういう意図でおっしゃられているかによってまた違いますので、ご指摘のように社会保障関係者の方が心配されないような問題提起をしたほうがいいですよということについてはしっかり受けとめて、考え方を提起していきたいと思っています。

向井審議官のほうでは何か。

向井：若干補足いたします。まずこの地方に移管すべき、まさに住民票がない人がいっぱいいるということは、この番号制度にとって、現場では結構大きな問題になると思っております。それについてできるだけ市町村のほうで把握していただいて、番号をつけてということは、要するにこの手の番号、今回のマイナンバーというのは、かなりの部分、市町村番号の性質を持っているので、そういう意味で、現場の、いわゆる住民票を持っていない人に、いかに行政からドロップアウトしないようにするかということは、今回のマイナンバー制度の執行上の非常に重要な課題だと思っています。それは気をつけたいと思っています。

それから、社会保障個人会計の話は、基本的に社会保険、社会保障というものは支えあいという考え方でできていて、私は実は社会保障予算を何年もやってきた人間ですけれども、逆に負担した範囲しか給付を受けられないというふうなことができるぐらいだったら、消費税は何十%でも上げられます。そんなことは不可能です。

なぜならば、ほとんどの人が負担より給付が大きいんですね。というのは、ほとんどの社会保障の給付は税が入ってきたり、税でやっているところがかなり大きいので、ほとんどの人がそうなりますので、そんなことが起こるのだったら、社会保障なんかやる意味がないんですね。したがって、そういうことはそもそも、おおよそ起こらないと私は思っています。

北島：なかなか話は尽きません、ありがとうございます。

実は参加者の方から事前に質問もいただいていたのですが、ちょっと出てこなかった自治体の職員の方、先ほどおられましたけれども、1つだけお聞きします。

せっかく福井県でやっていますので、地方自治体にこういったマイナンバー制度が導入されると、事務手続とか、そういった制度を導入していくときに、金が非常にかかるのではないか、これは国がどのように負担していくのかという、国のこういった制度が地方に及ぼす影響、ここをわかりやすく教えてください。

峰崎：この制度は、当然国の事務ですから、いわゆる法定受託事務になりますので、当然これは地方でかかるお金に対しては、財政当局にきちんとお金を補助するように、それは要求しておりますので、基本的にはご負担がかからないように進めていくということだろうと考えています。

北島：ありがとうございました。

大変時間が来ています。それでは、最後に申しわけございません、本当に一言ずつ、皆さんからいただいたご意見の中から最後の締めのお言葉をちょうだいしたいと思うんですけれども、まず鈴木さん、お願いします。

鈴木：私は今回、社会保障・税の一体改革で税のところが非常にクローズアップされているというところですが、実のところは、社会保障は非常に重要な問題で、野田首相も社会保障の改革は進めていくとおっしゃっているので、このナンバー制度等を含めて、社会保障の質の向上ですか、いわゆる再分配のところをよりよい形で、政策としてもよい形で行使されるように期待したいと思っています。以上です。

北島：まさに国民が望むところですね。ありがとうございました。

次に水永さん、お願いします。

水永：今日の皆さんのご意見をお聞きしていて、予想したとおりとはいえ、やはりこの制度は非常に理解されていないなど。理解されていないという言い方はちょっと上から目線

で申しわけないのですが、私はこの住基ネットの問題から10年間この問題、共通番号制の問題を研究してきたのですけれども、それでもこの共通番号制の問題は非常に理解しにくいです。

それはなぜかと言うと、社会保障とか税とかといういろいろな問題に、たった1つの番号を、全部あれもこれも使おうということを前提に制度設計されているからなんですよ。やはり目的を明確にして、このためにはこの番号を使って、こういう効果が発生するというをきちんと明らかにして、市民の方が理解できて、それで、それだったらやろうという声が、まあ、少なくとも5割とかアンケートで出てくるようなことになれば、民主主義の世の中ですから、考えてもいいと。ただ、そういう場合は少数者の権利をちゃんと守るようにしないといけないということであれば考えてもよいと思うんですけれども、そういうことになっていないというところが、やはり今回の法案の非常に問題で、これを今月中に成立させてしまおうということには、明確に反対を表明したいと思います。

北島：ありがとうございました。

次に山形さん、お願いします。

山形：今日の国民対話をいろいろ聞きまして、やはりまだまだ分からない分野がたくさんあるなと感じました。ハードの面は大体できているのかなと思いますけれども、やはりこれから何をやっていくかというソフトの面がまだまだ議論しなければいけませんし、我々税理士会としても議論されていないところです。

実を言いますと、この月曜日に私の所属している規制改革特別委員会に議論しなさいという指示が参りまして、第1回目の会議をするのですけれども、それを受けて全国の税理士の会員に勉強会を開催しようというような運びになっております。これから税理士会にも議論をしていくということです。

ただ、現実を見ますと、やはり日本の将来を考えますと、人口がだんだん減少していくということで、経済も弱体化していく中で、今まさにこれという行政運営、これを考えていかなければいけないということで、番号制度がこの中で、まあ、必要ではないかなと思っております。

それから、先ほども述べましたように、まず税務分野と社会保障分野の一部で、いわゆる現金給付のみに限定して利用するというので、そこからスタートしていただいて問題

点を検証、点検しながら、時間をかけて解決をしていく、そしてその制度を熟成させていくということが必要であるかと考えております。以上でございます。

北島：ありがとうございました。

次に峰崎さん、先程の質問の中で、撤退論について触れられた方がいらっしゃいましたが、そこも含めて一言お願いします。

峰崎：間違ったことをやったら撤退したほうがいいと、それはもう当たり前のことだと思いますので、私自身も、これを導入して、私が考えていたこととは全く違ったことになって、とんでもないことが起きたと言ったら、それはもちろん撤退するというので、そこは、そういう勇気を持たなければいけないということは、この間のいろいろな大災害でも言えると思います。

私は、実は税・社会保障という問題について、国会議員3期18年間ずっと考えてまいりました。やはり社会保障はしょせんは財源なんですね。その財源を国の税でやるのか、保険料でやるのか、それとも私的負担でやるのか、この仕組みによってどういう社会保障が作られるかということが決まってくるだろうと思います。

先ほど来ずっと出ている意見の中で、やはり国に対する不信感、信用できない、負担はまだまだ今の社会ではできないという声が非常に強くございました。

今から100年前にアメリカの最高裁判事が、税を納めることは文明の対価だと言っているのです。そういうことが理解してもらえるような国にしなければいかな、税を納めることは文明の対価として納めるのだと思えるような政治、行政を含めて、作り上げていかないと、こういう問題も解決していかないのではないかと考えております。

北島：ありがとうございました。

では、最後に向井さん、お願いします。

向井：今日もいろいろな意見が出ました。特に今日の意見として、非常に建設的なご批判が多かったのではないかと考えております。私どもは常にそういうご批判を真摯に受けとめて、本当の心ある批判こそ最も役に立つものだといつも考えております。今日はどうもありがとうございました。

北島：はい、どうもありがとうございます。

大変ありがとうございました。予定時間を大分オーバーしました。それだけ参加者の皆さんの熱心な関心がこのような形で反映されたのかなと感謝しています。

ただ、議論を通じて感じたことは、やはりこの制度がまだまだ途上にあるのだということと、政府の国民に対する理解、その努力も、まだちょっと足りないのではないかと思っています。

ただ、こういった番号というものは、このマイナンバー制度ではなくて、郵便番号も含めて、あらゆるものが番号、記号化されている社会が既に十分浸透しているような状況でもあります。

今後、社会が多様化する中、また非常に不幸社会も忍び寄る中で、個人と社会、国家、これをつなぐ、ひょっとしたら1つの非常に重要なラインがマイナンバー制度であるのかもしれない。

私はなかなかまだ理解できないかもしれませんが、少しその制度のダイナミズムを見ながら、これからの制度設計をきっちりとしてやっていっていただきたいと思っています。

今日のシンポジウムを新たなスタートラインと位置づけたいと思っています。皆さんも真剣にこの制度と向き合い、これから鍛え上げて、新しいよい秩序を作っていくツールとなればと思っています。こういった福井県民の声が確実に国に届き、よい制度になるようにお約束願いたいと思っています。

今日は拙い司会で申しわけございませんでした。時間をとりましたけれども、皆様のご協力、熱心なご意見で、意義のあるシンポジウムになったのではないかと思います。心から感謝申し上げます。今日はどうもありがとうございました。

司会：それでは最後に、峰崎直樹内閣官房参与から閉会のご挨拶を申し上げます。

(6) 閉会挨拶

峰崎：大変長時間にわたって、予定よりも40分間オーバーするというので、前半は淡々といったので、今日は4時ぐらいには終わるかなと思ったのですが、熱心な議論で、先ほど向井審議官が話したように、今日出された提言は、もちろんいろいろな疑問

や不安や批判を含んでいるわけですが、非常に建設的な提言が多かったな、と感じています。そのことをもって、私どももやはり国民の皆さんの熱心な声を、法案作成、あるいはその後の作業にもしっかりと反映していかなければいけないなということを痛感したわけでございます。

本日は北島論説委員長にコーディネーターをしていただき、またパネリストの皆さん方も全国各地からお集まりいただいて本当にありがとうございました。また、皆さん方の熱心な議論、本当に支えていただきまして、改めて主催者を代表して感謝を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

司会：峰崎内閣官房参与よりご挨拶を申し上げます。

それでは、パネリスト、コーディネーターの皆様、ステージをお降りいただきます。どうぞ拍手をお送りくださいませ。

さて、本シンポジウムの模様につきましては、9月初旬の福井新聞の朝刊に掲載する予定でございますので、そちらもあわせてご覧いただきますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして今日のプログラムはすべて終了とさせていただきます。皆様、長時間にわたりましておつき合いをいただきまして本当にありがとうございました。

なお、皆様のご感想やご意見などは、お配りいたしましたアンケート用紙にご記入をいただきまして、お帰りの際に出口の回収箱かお近くのスタッフに、参加プレートとあわせてお渡しいただきますようお願いいたします。

それでは、どうぞお忘れ物などをなさいませんよう、お気をつけてお帰りくださいませ。今日はご来場いただきましてまことにありがとうございました。